［第５編　原子力災害対策編附編］

川俣町原子力災害避難計画

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画の目的

本町では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）において事故等が発生した場合、「避難」「屋内退避」等の防護措置が実施される。

本計画は、原子力災害の事故等の発生により防護措置が実施された場合に、迅速かつ円滑に「避難」「屋内退避」を実行するための、事故発生直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第２節　本計画の位置付け

本計画は、本町の原子力災害対策の基本となる「川俣町地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「町地域防災計画」という。）の一部を構成するものであり、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、地域防災計画と連動し、国の「原子力災害対策指針」、福島県の「地域防災計画原子力災害対策編」（以下「県地域防災計画」という。）及び「福島県原子力災害広域避難計画（H28.12）」（以下「県広域避難計画」という。）等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第３節本計画の基礎となる災害の想定

本計画で想定する災害は、地域防災計画に基づき、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に関する災害・事故を想定する。なお、福島第一原子力発電所１～４号機の事故炉における事故や、廃炉に向けた作業中の事故においても想定するものとする。

また、原子力災害と大規模自然災害が前後して発生する複合災害においては、町地域防災計画一般災害対策編・震災対策編・事故等災害対策編と連動した対策を実施するものとする。

第２章　避難及び屋内退避に関する基本的事項

第１節　避難及び屋内退避の対象区域

県地域防災計画では、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特に必要な資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難ルート及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めている。

範囲を定めるにあたっては、平成２３年３月に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮し、区域を定めるものとしている。

以下に、重点区域を示す。

【重点区域の範囲】

		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
重点区域	予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）	－	原子力施設から半径５㎞を目安に行政区画、地形等を考慮し設定する。
	緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	いわき市、田村市、南相馬市、**川俣町**、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12）,P3）

本町は、国が定めるＰＡＺ及びＵＰＺの範囲（原子力施設から概ね３０㎞）からは外れているが、県の定める重点区域（ＵＰＺに相当する）に町全域が指定されている。そのため、町地域防災計画では、県計画に準拠し、町全体が緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）としている。

したがって、本計画では町全域を避難及び屋内退避対象区域とする。

【重点的に充実すべき区域】

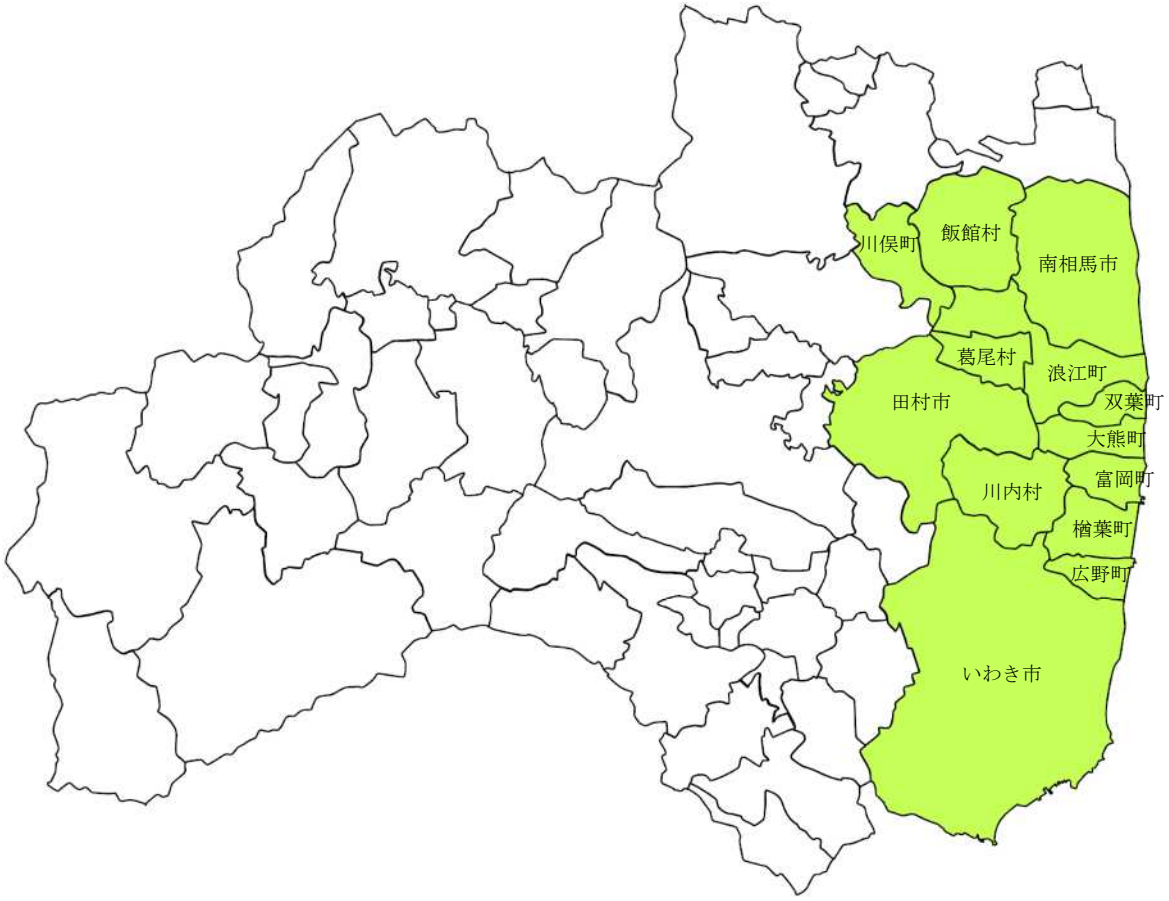

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12），P2）

【重点的に充実すべき地域の避難人数】

市町村名	避難人数（人） ※原則として現況人口
いわき市	358,072
田村市	39,482
南相馬市	53,565
川俣町	14,241
広野町	1,781
楢葉町	3,000
富岡町	16,001
川内村	2,820
大熊町	11,515
双葉町	6,932
浪江町	1,700
葛尾村	1,531
飯館村	6,209
合計	516,849

（出典：福島県原子力災害広域避難計画 参考資料１―４（H28.12））

【川俣町の一般避難者数及び要配慮者の一覧】

行政区政	一般避難対象者（人）	要配慮者（人）
川俣	2,615	2,288
鶴沢	1,193	883
小神	375	322
東福沢	373	334
西福沢	197	181
羽田	528	375
秋山	349	330
小島	379	365
飯坂	915	691
大綱木	185	168
小綱木	349	264
山木屋	668	540

（暫定的な重点地域内における避難対象人数調査票（平成25年3月1日現在））

第２節　防護措置の実施方針

１．緊急事態の段階に応じた取り組み

緊急事態の進展に応じた取り組みは大きく次の４つの段階に分けられ、事態の進展に応じて国、県及び関係市町村等の関係者が共通の認識に基づき、意思決定し行動することが重要とされている。

このうち本計画で定める避難等の対応は、初期対応段階における防護措置である。

【緊急事態の進展に応じた取組】

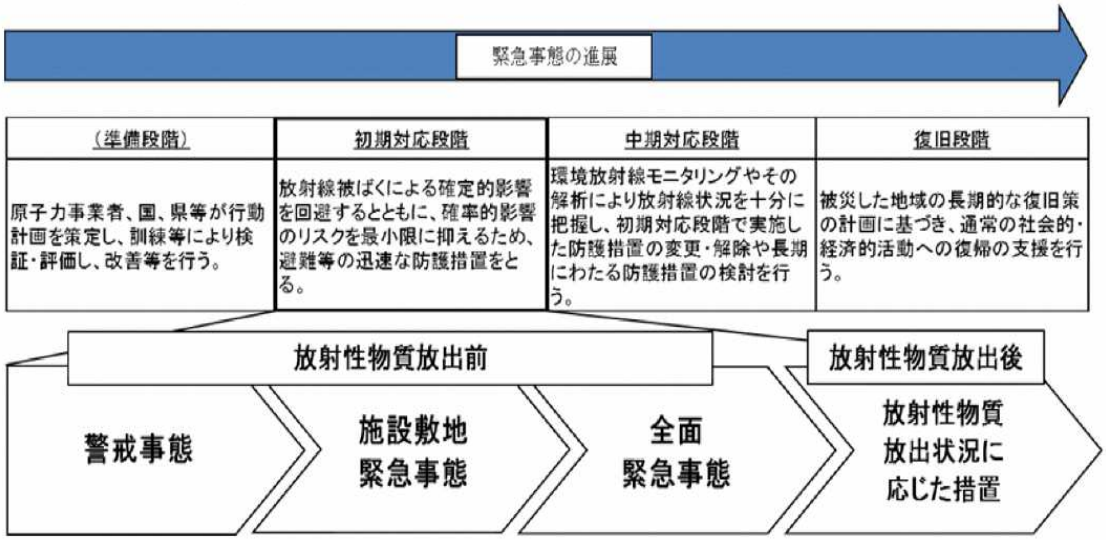

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12）,P10）

２．初期対応段階で行う防護措置の流れ

町は、国、県及び原子力発電所からの指示又は独自の判断により、避難等の初期対応段階における防護措置を実施する。

初動対応段階で行う防護措置は、原子力発電所の状況に応じたもの（放射性物質放出前）と放射性物質の放出状況に応じたもの（放射性物質放出後）に大きく分けられる。

（１）原子力発電所の状況に応じた措置

原子力発電所の状況に応じた措置は、基準（ＥＡＬ）に基づいて段階的に避難等の防護措置を実施するものとする。

【ＥＡＬ：Emergency Action Level】

原子力発電所の状況に応じて緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の３つに区分し、各区分における主な事象と避難等の防護措置の枠組み（各区分における避難対象や避難準備などの行動）を定める緊急時における基準のこと。

【緊急事態の区分】

区分	概要
警戒事態	放射線による影響は現時点ではないが、原子力発電所における異常事態の発生やそのおそれがある段階
施設敷地緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性のある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階
全面緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階

（２）放射性物質の放出状況に応じた措置

放射性物質の放出状況に応じた措置は、空間線量率等の緊急時モニタリング結果を基準（ＯＩＬ）と照らし合せて実施するものとする。

【ＯＩＬ：Operation Intervention Level】

ＯＩＬとは、環境放射線モニタリング結果に基づき、避難、屋内退避及び一時移転等の防護措置を迅速に実行できるよう、防護措置の実施を判断する空間線量率等の計測可能な値で表される基準のこと。

【ＯＩＬに基づく防護措置】

基準の種類	空間線量率	防護措置
ＯＩＬ２	20 マイクロシーベルト/時	１週間以内に一時移転
ＯＩＬ１	500 マイクロシーベルト/時	数時間から１日以内に避難、屋内退避

【防護措置実施フロー例】

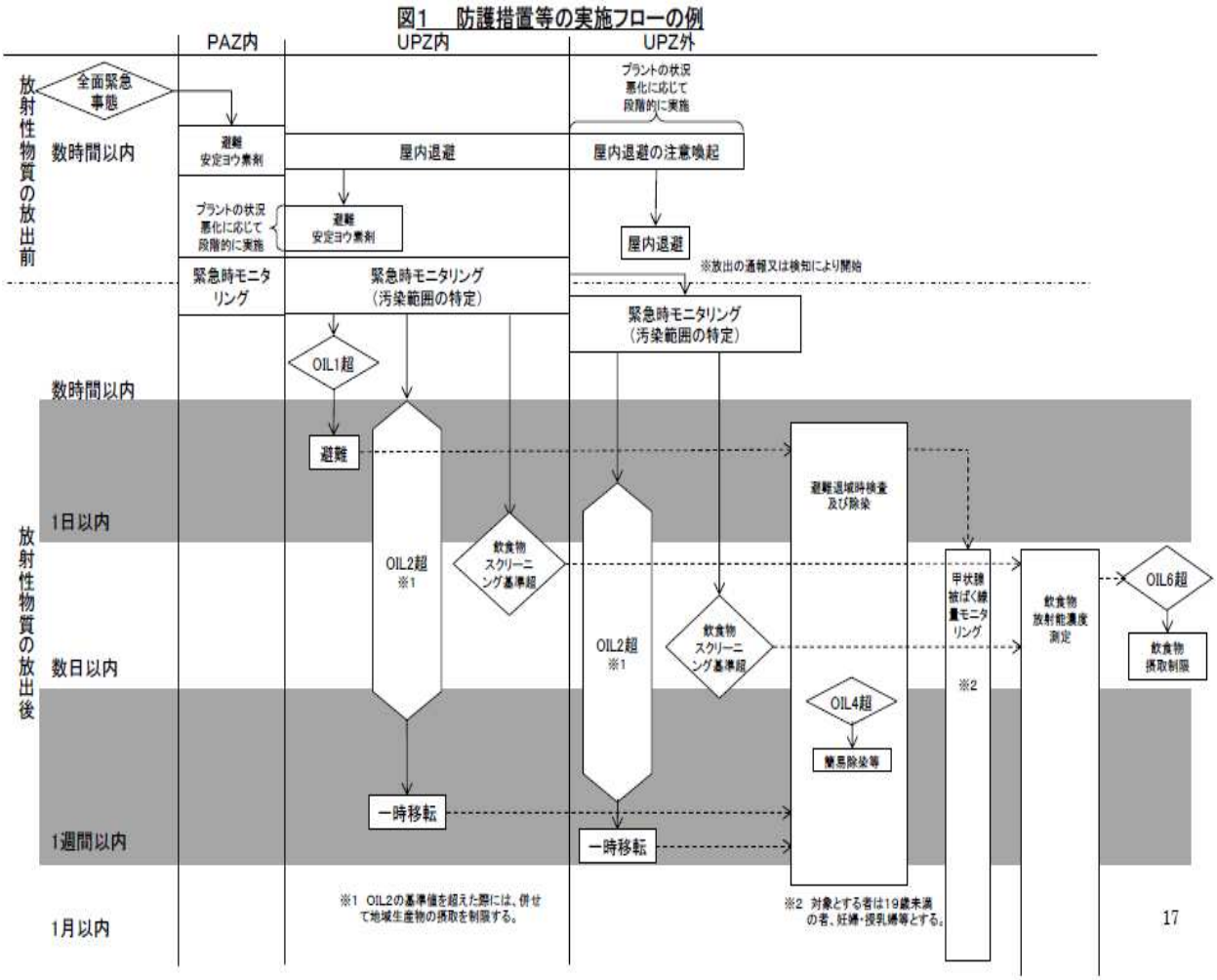

※川俣町は緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）を相当する。
（出典：原子力災害対策指針,P17　令和４年７月６日一部改正）

３．通報事象と情報連絡系統

本町では、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、以下に示す事象が発生した場合、国、県及び当該原子力発電所から本町に対し通報連絡が行われる。

（１）警戒事象発生の通報

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第 10 条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障等が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係機関等への連絡に備えるものとされている。また、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、通報連絡協定に基づき、本町に対して通報連絡するものとしている。

【警戒事象の内容】

警戒事象（警戒事態を判断するＥＡＬ） 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る原子炉の運転のための施設※1
①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ④オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
警戒事象（警戒事態を判断するＥＡＬ） 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設※2
①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑧東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。

⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

警戒事象（警戒事態を判断するＥＡＬ） 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設※3
①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定期間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止できないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第４３条の３の２４に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、すべての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第６号）第 38 条第４項及び研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）第 37 条第４項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨原子炉事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑭東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の措置が必要と判断した場合。

※1 使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。
※2 試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。
※3 炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。

（出典：原子力災害対策指針, P18, 19, 39, 42　令和４年７月６日一部改正）

（２）原災法第 10 条に基づく特定事象発生等の通報

原子力発電所において、原災法第 10 条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、通報連絡を行う。なお、原災法第 10 条に基づく特定事象の内容は以下のとおりである。

【原災法 10 条に基づく特定事象の内容】

原災法 10 条に基づく特定事象（施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ） 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る原子炉施設※1
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く） ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること
原災法 10 条に基づく特定事象（施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ） 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設※2
①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 58 条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第１項の基準に適合しない場合には、５分間以上）継続すること。 ②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

原災法 10 条に基づく特定事象（施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ）
沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設※3
①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用の炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑥原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

※1 使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。

※2 試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。

※3 炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。

（出典：原子力災害対策指針　令和４年７月６日一部改正, P20, 21, 40, 43）

（３）特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の連絡

原子力発電所において、発生している特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、連絡を行う。なお、原災法第 15 条に基づく特定事象の内容は以下のとおりである。

【原災法 15 条に基づく特定事象の内容】

原災法 15 条に基づく特定事象（全面緊急事態を判断するＥＡＬ） 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る原子炉施設※1
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く） ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること
原災法 15 条に基づく特定事象（全面緊急事態を判断するＥＡＬ） 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設※2
①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 58 条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第１項の基準に適合しない場合には、30 分間以上）継続すること。 ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

原災法 15 条に基づく特定事象（全面緊急事態を判断するＥＡＬ）
沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設※3
①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

※1 使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。

※2 試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。

※3 炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。

（出典：原子力災害対策指針　令和４年７月６日一部改正, P22, 23, 41, 44）

（4）その他事象による通報

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の防災管理者は、「原子力発電所に関する通報連絡要綱」に基づき、本町を含む協定締結市町村に対して通報連絡を行う。

町は、「原子力発電所に関する通報連絡要綱」で定める連絡事項及び町民に不安を与えるおそれがある事象の発生等、町が必要と認めた事項について、県または原子力発電所の防災管理者に情報提供を要求する。

【要綱の内容】

協定名	原子力発電所に関する通報連絡要綱
締結先名称	東京電力株式会社
協定書の概要	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書について （1）以下の事項の定期的な連絡の実施 ・発電所の廃止措置等の進捗状況 ・核燃料の冷却状況　　等 （2）以下の事項の事前連絡の実施 ・核燃料の輸送、放射性固体廃棄物の敷地外搬出 ・敷地利用及び施設・設備の変更　　等 （3）以下の事項の発生時の緊急連絡の実施 ・原災法第 10 条第１項及び第 15 条第１項に規程する事象の発生、第 25 条第１項に規程する措置を講じたとき ・核燃料の冷却機能の停止や原子炉施設の故障等 ・モニタリングポストにおける放射線量の有意な上昇 ・放射性物質等の輸送中の事故や盗難等 ・敷地内における火災の発生 ・発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき ・その他必要と認められる事項　　等 （4）連絡体制の確立 ・情報の送受信者及び取扱い責任者の選任 ・連絡方法の締結 ・通報連絡担当者会議の開催 ・緊急時の連絡手段の整備　　等

（５）県からの連絡内容

県から町への連絡は、災害対策本部設置前は福島県危機管理部危機管理総室、同本部設置後は同本部が行う。なお、県からの主な連絡内容は以下のとおりである。

【県からの主な連絡内容】

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
警戒事態発生	・警戒事態発生及びその後の状況 ・連絡体制の立ち上げとその確認 ・発電所から概ね 5km 圏内（PAZ）における要配慮者等の避難準備 ・避難指示区域への一時立入の中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備　等
施設敷地緊急事態発生 （原災法第１０条事象）	・施設敷地緊急事態発生及びその後の状況 ・緊急時モニタリング結果 ・発電所から概ね 5km 圏内（PAZ）の避難準備 ・発電所から概ね 5km 圏内（PAZ）における要配慮者等の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・発電所から概ね 5km 圏内（PAZ）を除いた重点区域（UPZ）の屋内退避準備 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去指示　等
全面緊急事態発生 （原災法第１５条事象）	・全面緊急事態発生及びその後の状況 ・緊急時モニタリング結果 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）を除いた重点区域（UPZ）の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備　等

【通報連絡体制図】

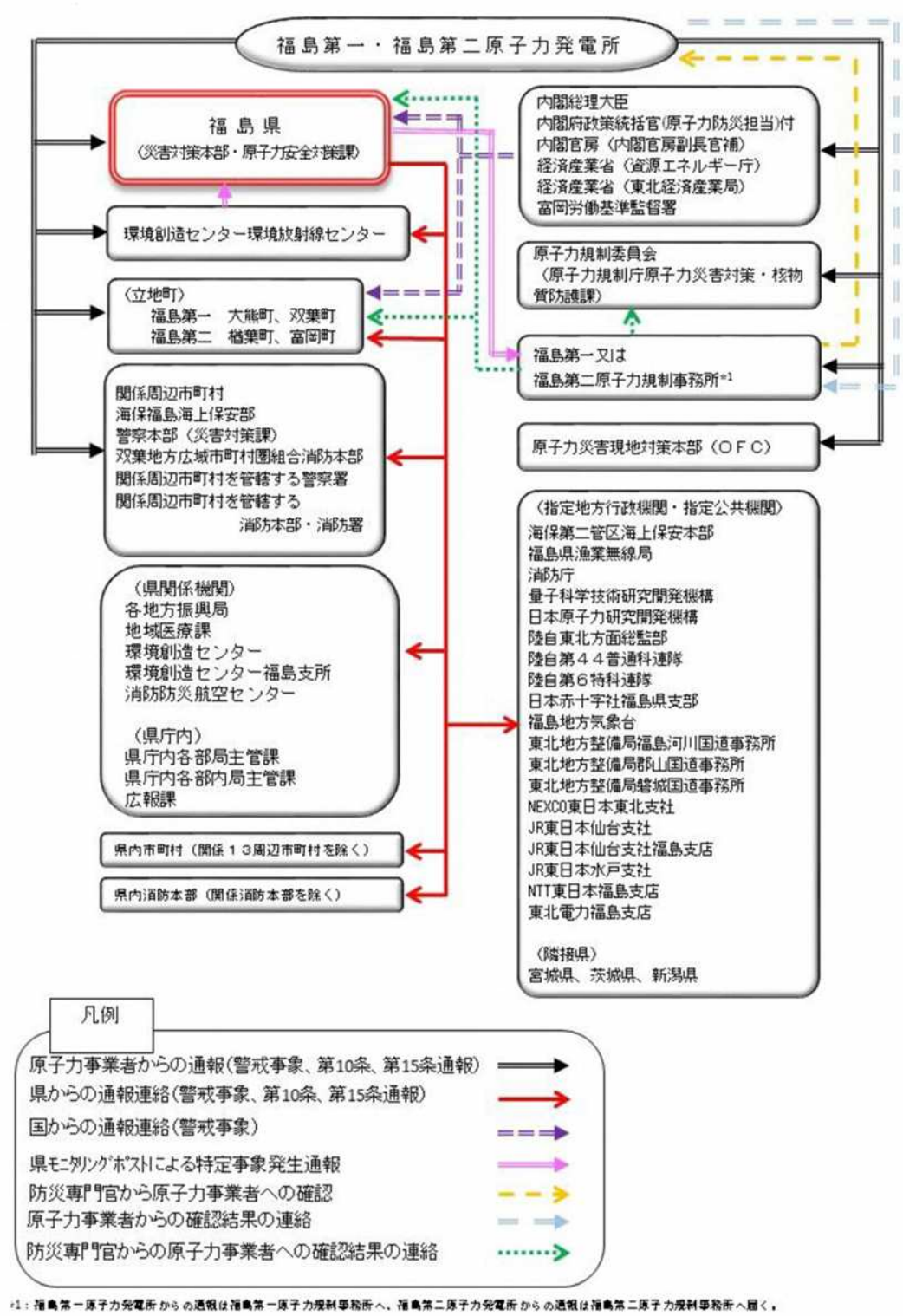

*1：福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12），P18）

【原子力発電所に関する通報連絡要綱に基づく連絡系統図】

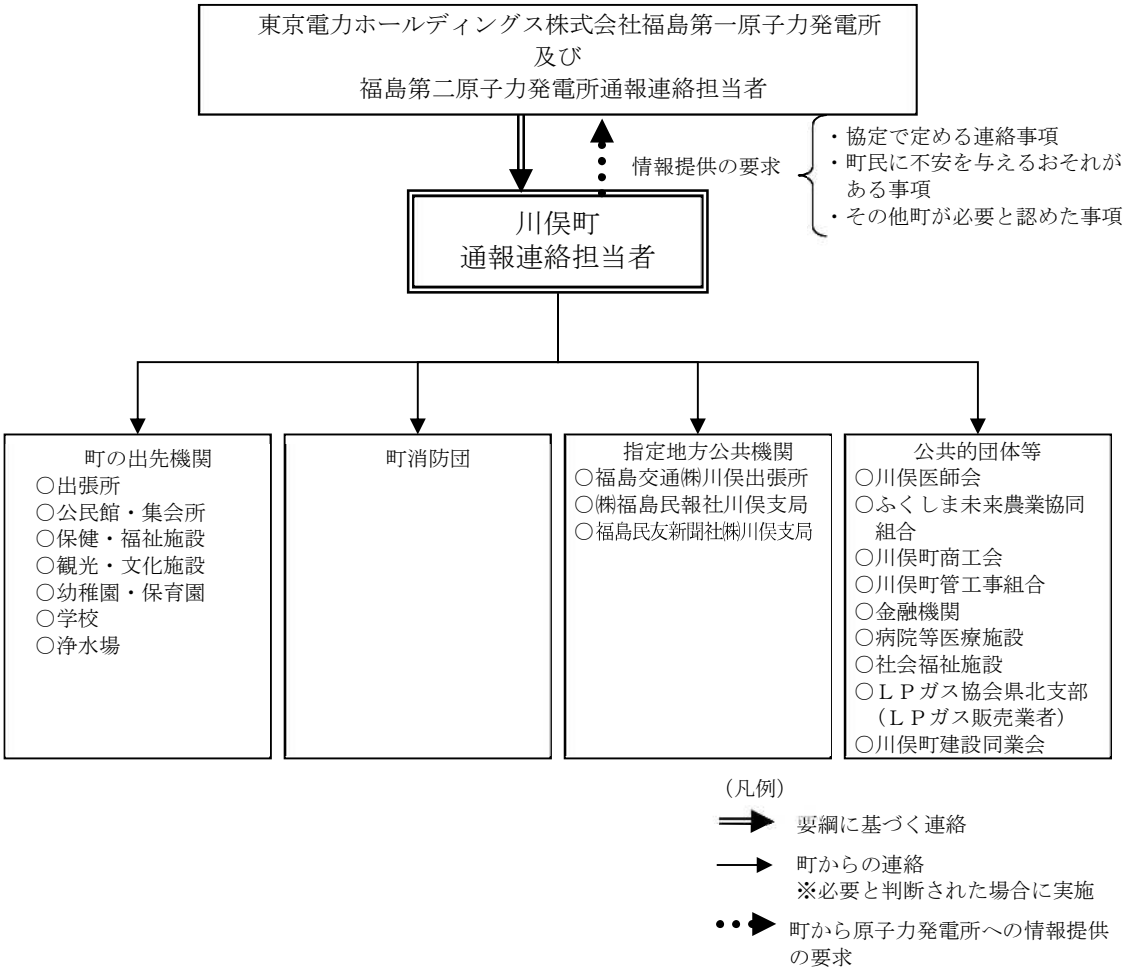

４．避難及び屋内退避の実施までの流れ

町は、警戒事象及び、特定事象（原災法 10 条事象）発生時の通報受信後、直ちに住民の避難及び屋内退避のための準備として、モニタリング情報の収集、気象条件は緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ）等の情報を勘案した避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始するとともに、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

また、特定事象（原災法 10 条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、町内における予防的防護措置（屋内退避）を実施する。

なお、乳幼児及び胎児は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きいこと、また寝たきり高齢者など自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者については、要配慮者として特定事象発生時の段階で、避難させるものとする。

更に、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）を発令した場合は、原則、屋内退避を行うものとしている。

町は、原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）の通知後、屋内退避の実施を検討するが、町長が必要と判断した場合は避難を実施する。

東日本大震災時の状況を鑑みると、町内全域における避難が現実に即していると考えられるため、本町では原則、町内全域で避難を実施するものとする。

ただし、国又は県から段階的避難の実施が判断された場合は、国、県及び関係市町村と調整のうえ、避難指示のタイミングを決定するものとする。

【避難及び屋内退避実施までの流れの例】

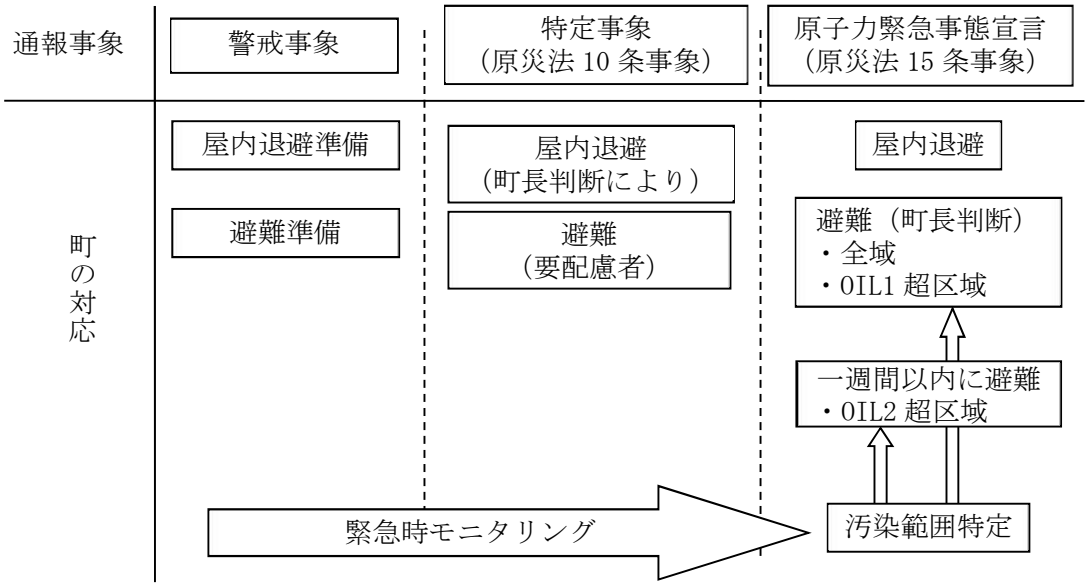

※災害・事故の状況により変化する可能性がある

【屋内退避の指標】

ＥＡＬ	・施設敷地緊急事態の場合（屋内退避準備） ・全面緊急事態の場合
ＯＩＬ	・ＯＩＬ１超（500μＳｖ／ｈ※）の区域

【避難の指標】

ＥＡＬ	・全面緊急事態の場合（町長判断により）
ＯＩＬ	・ＯＩＬ１超（500μＳｖ／ｈ※）の区域 ・ＯＩＬ２超（20μＳｖ／ｈ※）の区域（一週間以内に避難）

※地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率

第３節　住民への情報伝達

町は、福島第一及び福島第二原子力発電所からの事故等に関する通報連絡や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示等があった場合、速やかに住民や、関係機関に対し情報伝達を行う。

【住民への情報伝達経路】

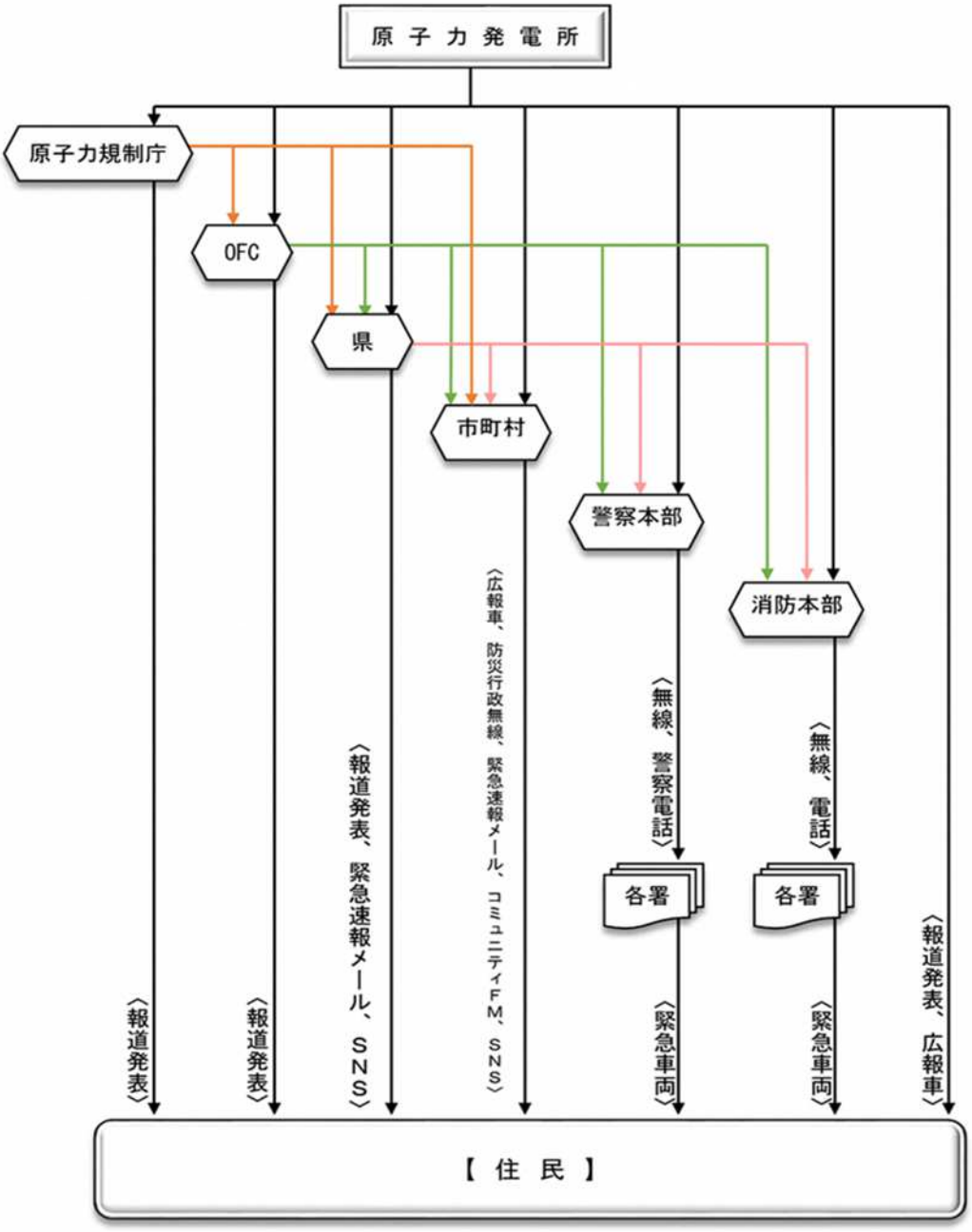

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12），P21）

１．住民広報体制の整備

町は、国、県及び警察本部、関係消防本部などの関係機関と連携し、必要な情報が住民等に対して確実に伝わるよう、防災行政無線、広報車、インターネット、ＳＮＳ（Ｘ、フェイスブック等）、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、コミュニティＦＭ等、あらゆる手段を活用し、住民等に対する広報が速やかに実施できる体制（広報手段、広報組織・施設等、広報担当者、連絡先等）を整備する。

２．要配慮者等への広報体制の整備

町は、要配慮者等の個々の状況に応じ、ファクシミリ、緊急速報メール、テレビ等の活用のほか、地域の区長や民生委員等を通じた情報伝達、「やさしい日本語」を含む多言語での外国人への情報伝達等により、必要な情報が確実に伝わる広報体制を整える。

３．広報のタイミング、留意事項

住民への広報は、以下のタイミングで行うものとする。また、広報にあたっては次に示す事項に留意する。

【住民への広報のタイミング】

- 緊急事態等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

【住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項】

- 住民の混乱を避けるため、市町村内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- 情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- 住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- 状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- 確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- 放射線は五感で感じることができないため、住民へ情報を伝える際には、緊急時モニタリングの結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- 情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- 福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

第３章　屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に実施することができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置とされている。

第１節　　屋内退避の方法

住民等は、町の屋内退避指示のもと、原則として自宅、施設等の建物屋内にとどまるものとし、屋外にいる者は、速やかに自宅に戻るか、近くの公共施設等に退避するものとする。

屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、町は、消防団との連携、防災行政無線及び広報車の巡回等の広報により、屋外に出ないよう指示を行う。屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、近くの公共施設等に退避するよう指示を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、町及び県は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、関係市町村により指定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村以外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するのもとする。

町は、屋内退避を指示するとともに、住民に向けて、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報を、防災行政無線及び広報車の巡回等により提供を行う。

また、住民等の防護措置については原則として避難及び屋内退避の措置を講ずるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への待避の措置が講じられる。

ａ　避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

ｂ　既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。

屋内退避が可能な施設及びコンクリート屋内退避が可能な施設を次に示す。

【コンクリート屋内退避が可能な施設】

番号	地区	施設名	所在地	電話番号
（１）	川俣	川俣町役場	字五百田30	565-2111
（２）		かわまた認定こども園	字川原田46	572-6188
（３）		いきいき荘	字川原田19-2	565-3761
（４）		川俣町商工会	字八反田23	565-2377
（５）		中央公民館	字樋ノ口11	565-2434
（６）		保健センター	字樋ノ口12	565-2279
（７）		川俣中学校	字宮ノ脇14	566-4111
（８）		川俣小学校	字宮前36	566-2022
（９）	鶴沢	(旧)富田小学校	鶴沢字林山18	565-2184
(10)		鶴沢公民館	鶴沢字学校前3 - 1	538-0030
(11)		からりこ館	鶴沢字東13-1	565-5786
(12)	東福沢	川俣町体育館	東福沢字万所内山2-3	565-3931
(13)	東福沢 西福沢	東福沢消防コミュニティセンター	東福沢字糠戸内8-1	―
(14)		羽山の森美術館	西福沢字山桝内20	566-3367
(15)	羽田	(旧)福田小学校	羽田字山ノ坊15	566-2808
(16)	小島	おじまふるさと交流館	小島字町畑12	566-2572
(17)	飯坂	(旧)飯坂小学校	飯坂字南古堂道内5	566-2440
(18)		飯坂公民館	飯坂字南古堂道内4-1	565-2235
(19)	山木屋	山木屋小中学校	山木屋字小塚山9-1	563-2101 563-2104

【その他　屋内退避が可能な施設】

番号	地区	施設名	所在地	電話番号
（１）	川俣	大作集会所	字大作 9-1	―
（２）		瓦町コミュニティ消防センター	字瓦町 24	―
（３）		(旧)すみよし保育園	字五百田 21-1	565-3638
（４）		本町コミュニティ消防センター	字中島 6-21	―
（５）	鶴沢	(旧)富田幼稚園	鶴沢字笛田 25-4	566-2024
（６）	小神	小神公民館	小神字曽利田 3-1	565-5092
（７）		小神コミュニティ消防センター	小神字曽利田 4-1	―
（８）	東福沢	川俣町合宿所	東福沢字万所内 2-4	565-5434
（９）		福沢多目的集会所	東福沢字一反田 111	―
(10)		上中コミュニティ消防センター	東福沢字杉ノ内 15-1	―
(11)	西福沢	福沢公民館	西福沢字松川木 2-1	565-3625
(12)		西方コミュニティ消防センター	西福沢字白子田 3-1	―
(13)		栗和田コミュニティ消防センター	西福沢字北ノ入 84-2	―
(14)	羽田	福田公民館	羽田字姥作 6-3	566-2785
(15)		羽田上組コミュニティ消防センター	羽田字卵塔久保 14-3	―
(16)	秋山	秋山集会所	秋山字仲田 2-1	―
(17)		芦沼田コミュニティ消防センター	秋山字柳田 6-1	―
(18)		秋山上東コミュニティ消防センター	秋山字岩田 3-1	―
(19)	小島	小島公民館	小島字町畑 8-1	566-3297
(20)		小島コミュニティ消防センター	小島字風呂ケ前 8	―
(21)		小島田代コミュニティ消防センター	小島字田代前 9-1	―
(22)	飯坂	飯坂コミュニティ消防センター	飯坂字橋本 20-7	―
(23)		下戸集会所	飯坂字エミ堂 3-5	―
(24)	大綱木	大綱木下組集会所	大綱木字大小町 10-4	―
(25)	小綱木	小綱木公民館	小綱木字脇 11	566-5200
(26)		小綱木コミュニティ消防センター	小綱木字岩下 6-1	―
(27)		仲田多目的集会所	小綱木字仲田 11-3	―
(28)	山木屋	山木屋公民館	山木屋字小塚 5-8	563-2301
(29)		山木屋診療所	山木屋字大清水 2	563-2024
(30)		山木屋四区コミュニティ消防センター	山木屋字世戸四山 11-3	―
(31)		山木屋乙八区コミュニティ消防センター	山木屋字坂下 19-3	―

【屋内退避が可能な施設の一覧】

■その他　屋内退避が可能な施設

番号	地区	施設名	所在地	電話番号
1	川俣	大作集会所	字大作 9-1	—
2		瓦町コミュニティ消防センター	字瓦町 24	—
3		すみよし保育園	字三厨田 21-1	565-3638
4		本町コミュニティ消防センター	字中島 6-21	—
5	鶴沢	富田幼稚園	鶴沢字富田 25-4	566-2024
6	小神	小神公民館	小神字曽利田 3-1	565-5092
7		小神コミュニティ消防センター	小神字曽利田 4-1	—
8	東福沢	川俣町山舎所	東福沢字兎田 33	565-5434
9		福沢多目的集会所	東福沢字一反田 111	—
10		上中コミュニティ消防センター	東福沢字杉ノ内 15-1	—
11	西福沢	福沢公民館	西福沢字松川木 2-1	565-3625
12		西方コミュニティ消防センター	西福沢字白子田 3-1	—
13		栗和田コミュニティ消防センター	西福沢字北ノ入 84-2	—
14	羽田	福田公民館	羽田字能ヶ作 6	566-2785
15		羽田上通コミュニティ消防センター	羽田字樹塔久保 14-3	—
16	秋山	秋山集会所	秋山字仲田 2-1	—
17		戸沼田コミュニティ消防センター	秋山字綿田 6-1	—
18		秋山上集コミュニティ消防センター	秋山字岩田 3-1	—
19	小島	小島公民館	小島字町畑 8-1	566-3297
20		小島コミュニティ消防センター	小島字鳳呂ケ前 8	—
21		小島田代コミュニティ消防センター	小島字田代前 9-1	—
22	板坂	板坂コミュニティ消防センター	板坂字橋本 20-7	—
23		下戸集会所	板坂字エミ堂 3-5	—
24	大綱木	大綱木下組集会所	大綱木字大小町 10-4	—
25	小綱木	小綱木公民館	小綱木字脇 11	566-5200
26		小綱木コミュニティ消防センター	小綱木字岩下 6-1	—
27		仲田多目的集会所	小綱木字仲田 11-1	—
28	山木屋	山木屋公民館	山木屋字小塚 5-8	563-2021
29		山木屋診療所	山木屋字大清水 5	563-2024
30		山木屋西区コミュニティ消防センター	山木屋字世戸西山 11-3	—
31		山木屋乙八区コミュニティ消防センター	山木屋字坂下 19-3	—

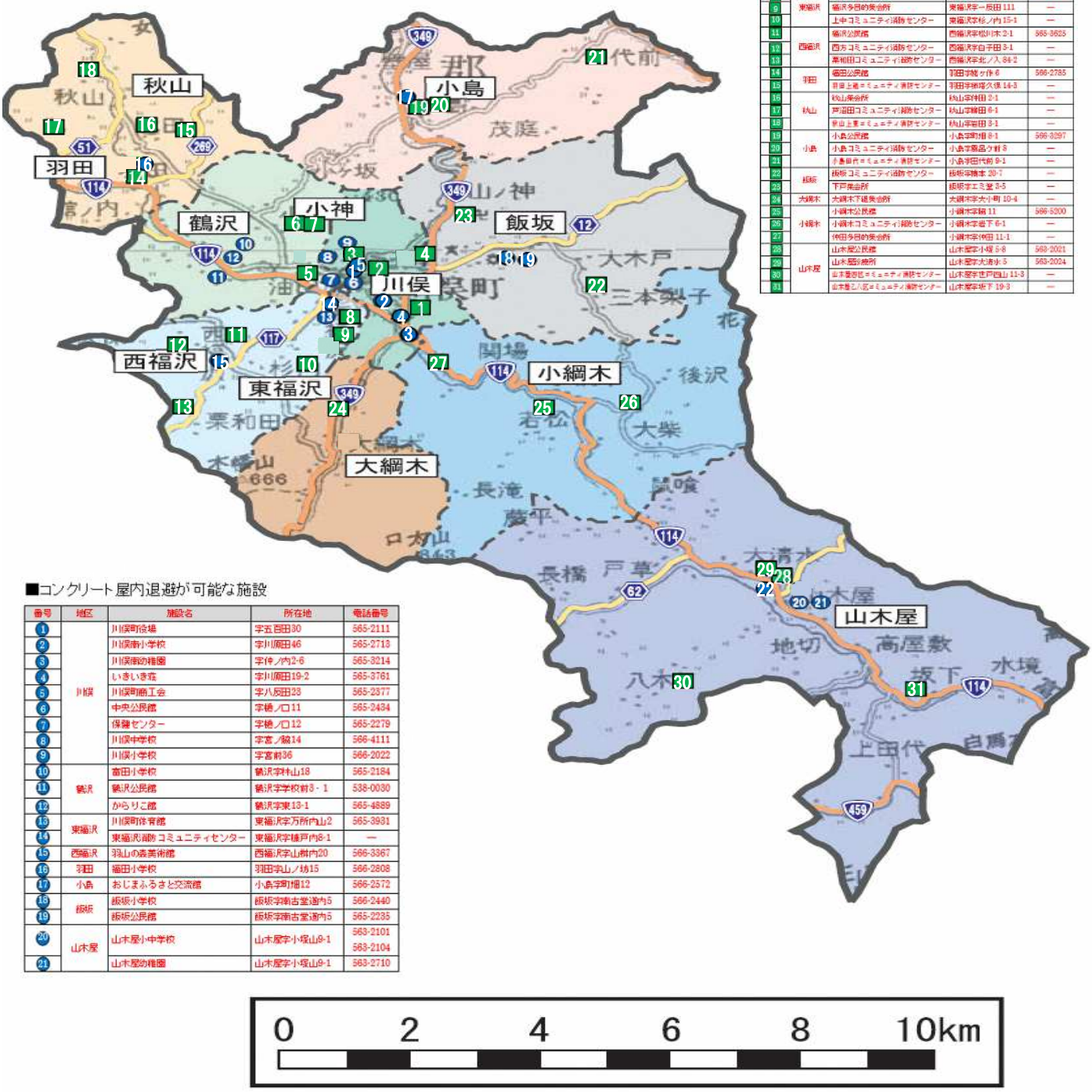

■コンクリート屋内退避が可能な施設

番号	地区	施設名	所在地	電話番号
1	川俣	川俣町役場	字五百田30	565-2111
2		川俣南小学校	字川原田46	565-2713
3		川俣南幼稚園	字仲ノ内2-6	565-3214
4		いきいき荘	字川原田19-2	565-3761
5		川俣町商工会	字八反田23	565-2377
6		中央公民館	字橋ノ口11	565-2434
7		保健センター	字橋ノ口12	565-2279
8		川俣中学校	字宮ノ脇14	566-4111
9		川俣小学校	字宮前36	566-2022
10	鶴沢	富田小学校	鶴沢字林山18	565-2184
11		鶴沢公民館	鶴沢字学校前3-1	538-0030
12		からりこ館	鶴沢字東13-1	565-4889
13	東福沢	川俣町体育館	東福沢字万所内山2	565-3931
14		東福沢消防コミュニティセンター	東福沢字様戸内8-1	—
15	西福沢	羽山の表美術館	西福沢字山樹内20	566-3367
16	羽田	福田小学校	羽田字山ノ坊15	566-2808
17	小島	おじまふるさと交流館	小島字町畑12	566-2572
18	板坂	板坂小学校	板坂字南古堂道内5	566-2440
19		板坂公民館	板坂字南古堂道内5	565-2235
20	山木屋	山木屋小中学校	山木屋字小塚山9-1	563-2101 563-2104
21		山木屋幼稚園	山木屋字小塚山9-1	563-2710

第２節　避難行動要支援者を含む要配慮者への対応

１．情報伝達

町は、病院、社会福祉施設、地域の区長、民生委員、自治会、行政区及び自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者を含む要配慮者に対して訪問、あるいは電話、防災行政無線等を使用し、屋内退避の情報を伝達する。また、外国人に対する情報伝達として、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

２．屋内退避の支援

社会福祉施設管理者は、職員が入所者を屋内に退避させるとともに、入所者の避難準備を行うものとする。また、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

町は、消防機関、民生委員及び自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者を含む要配慮者及び支援を必要とするものに対して屋内への待避を支援する。

病院、診療所等施設の管理者は、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を屋内に退避させるものとともに、避難準備を行うものとする。

町は、病院等医療機関から屋内退避に関する協力の要請があった場合、これに協力する。

第４章 避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に実施するべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものであり、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

第１節　避難の方法

１．　自力で避難が可能な場合

自家用車等（乗り合い等も含む）により自力での避難先への避難が可能な住民については、原則、各自で避難を行うものとする。

２．　自力で避難が困難な場合

避難先への自力での避難が困難な住民等は、町が指定する指定避難所又は屋内退避が可能な施設に集合する。集合場所に自力で移動することが困難な者については、町職員、消防署員・消防団員及び警察官が避難支援を行う。

【一般住民】

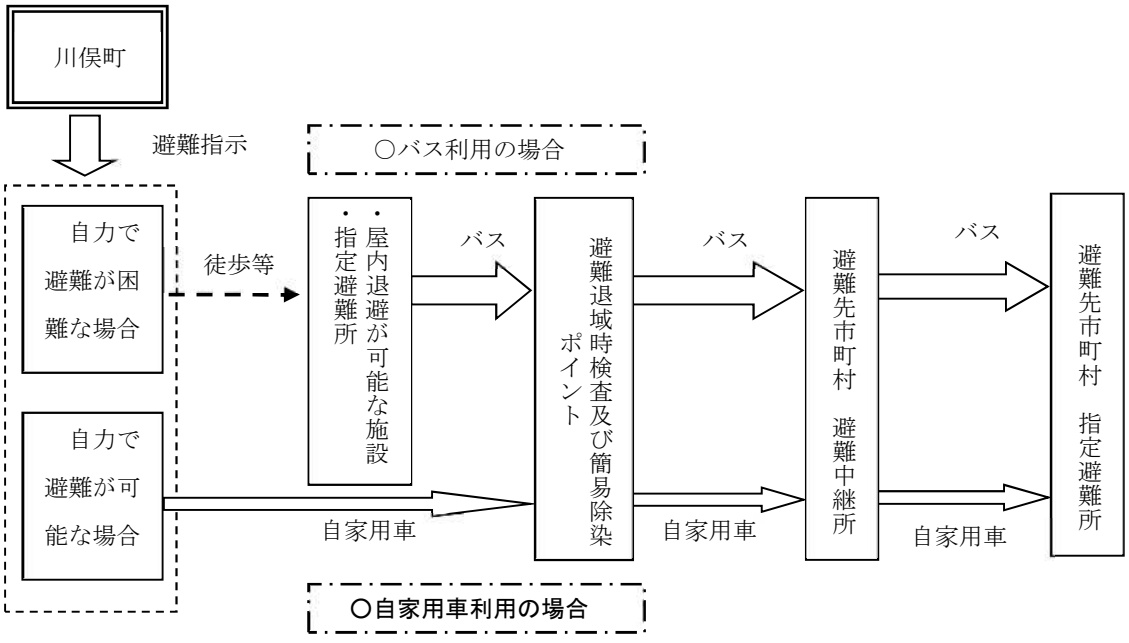

※学校等施設から避難する園児等は、原則として、保護者に引き渡した後、自宅等から避難を行う。ただし、現在避難等により区域外から通学している生徒については、バス等で集団避難を実施する。

【要配慮者】

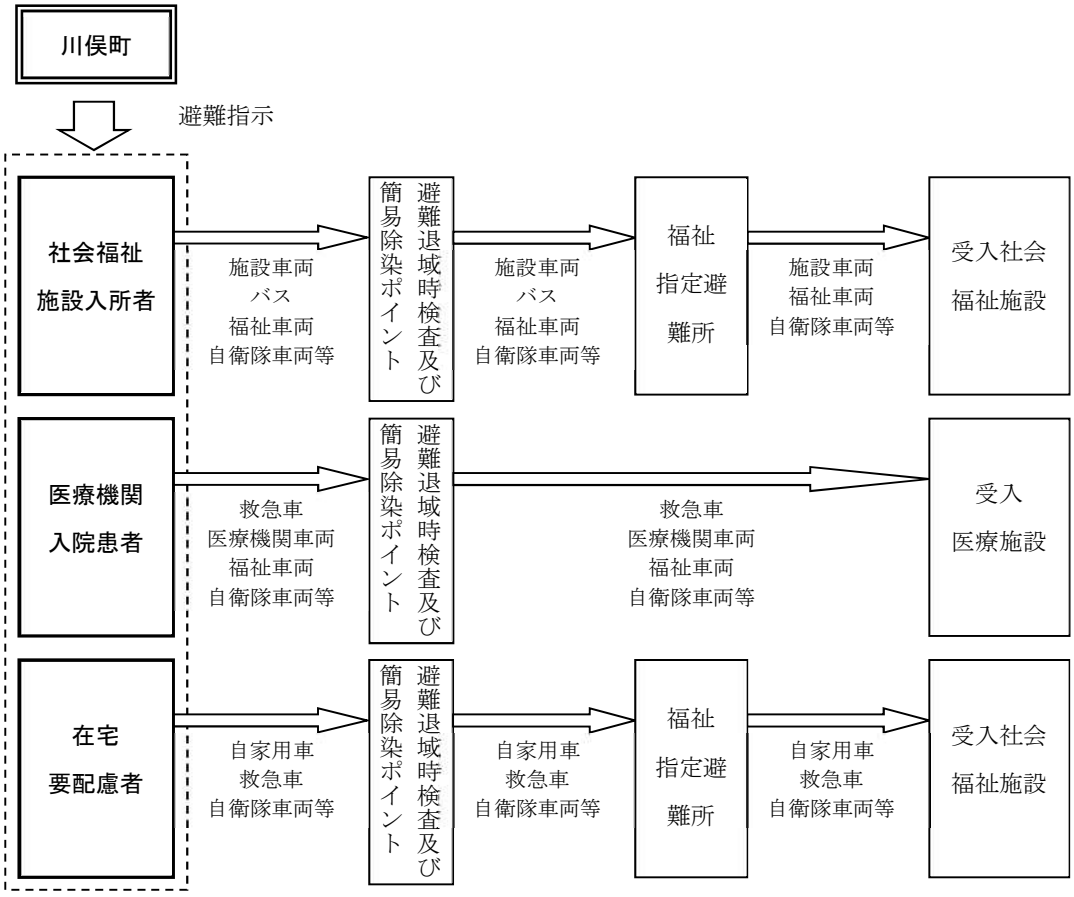

※　避難場所については一般的なイメージであり、要配慮者の症状、状況により判断する。

３．避難手段の確保

住民を広域避難させるための移動手段は以下の通りとする。

(1) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県地域防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

(2) 自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。

(3) 自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した集合場所等からバス等により避難するものとする。

(4) 学校等から避難する児童・生徒等は、原則、保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施するものとする。

(5) バスによる避難については、町が所有するバスだけでは不足することから、県への支援を要請する。
(6) 県は、バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

４．交通誘導・通行規制計画の整備

警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通誘導、通行規制を実施するための計画を検討するが、 広域避難実施時には、被害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある交通誘導・通行規制計画を調整し実施する。

５．避難退域時検査及び簡易除染体制の整備

県は、避難ルート等に基づき避難退域時検査及び簡易除染実施場所をあらかじめ設定し、避難退域時検査及び簡易除染に要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体（他県、市町村）と連携して推進し、避難退域時検査及び簡易除染体制を整備する。

また、県は、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国の協力を得ながら、（公大）福島県立医科大学や（国立）量子科学技術研究開発機構、（公社）福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応フェーズや対象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定する避難退域時検査及び簡易除染基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。

なお、県外へ避難する場合も、原則、県内において避難退域時検査及び簡易除染及び必要に応じて除染を実施する。

６．避難先と避難ルート

本町は、県広域避難計画に基づき、原則として緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）外である、福島市、伊達市、国見町、桑折町の４市町避難先とする。自力で避難を行う住民は、地区ごとに決められた避難先へ避難を行う。

避難に際しては、住民等は、混雑の緩和のため、地区ごとに定めた避難ルートを使用し避難を行う。町は緊急時モニタリングの結果等により、避難ルートの安全が確保できないと判断した場合に、当該避難ルートで避難を行う住民に対し、新たな避難ルートを指示するものとする。

ただし、町が、県広域避難計画に基づく避難先では、安全が確保できないと判断した場合は、災害時相互応援協定を締結している、栃木県野木町、愛知県日進市、東京都江東区の３市区町に避難を行う。その際には、避難行動要支援者を含む要配慮者を優先して避難を指示するものとする。

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難先市町と避難先施設名】

地区名	対象人口	避難先市町村	避難施設
鶴沢	2,230	福島市	北信中学校（体育館）380人 矢野目小学校（体育館）291人 湯野小学校（体育館）204人 湯野地区体育館（アリーナ）246人 福島商業高等学校（第１体育館）591人 福島商業高等学校（第２体育館）277人 福島学院大学（体育館）266人
小神	610		東部勤労者研修センター94人 西根中学校（体育館）342人 東湯野小学校（体育館）172人 瀬上小学校（体育館）181人
東福沢	540		余目小学校（体育館）291人 北信学習センター（多目的ホール他）249人
西福沢	290		月輪小学校（体育館）105人 鎌田小学校（体育館）260人
川俣	4,820	伊達市	伊達市ふるさと会館256人 伊達市福祉センター131人 伊達体育館400人 箱崎農村環境改善センター89人 伊達東地区交流館100人 伊達中学校（体育館）568人 伊達小学校（体育館）222人 伊達東小学校（体育館）170人 伊達ふれあいセンター143人 伊達中央交流館105人 桃陵中学校（体育館）510人 上保原小学校（体育館）236人 保原中央交流館196人 保原市民センター110人 保原体育館264人 上保原地区交流館154人 梁川中央交流館154人 粟野小学校（体育館）194人 粟野地区交流館85人 旧五十沢小学校（体育館）130人 五十沢地区交流館63人 旧大枝小学校（体育館）98人 東大枝地区交流館59人 伊達高等学校（大体育館）405人 伊達高等学校（小体育館）286人 伊達高等学校（格技場）106人
羽田	750		梁川小学校（体育館）298人 梁川中学校（体育館）584人 旧白根小学校（体育館）141人 白根地区交流館61人 旧山舟生小学校（体育館）112人 山舟生地区交流館70人 旧富野小学校（体育館）105人 富野地区交流館65人
秋山	540	国見町	観月台文化センター300人 観月台文化センター（体育館）289人 上野台運動公園（アリーナ）754人 上野台運動公園（体育館）289人 国見小学校（体育館）253人 森江野町民センター61人 国見東部高齢者等活性化センター72人 国見東部高齢者等活性化センター（体育館）115人 県北中学校（柏葉体育館）324人 小坂農村総合管理センター108人 大木戸ふれあいセンター96人
小島	570		
飯坂	1,280		

大綱木	260	伊達市	梁川体育館294人 梁川福祉会館163人 堰本小学校（体育館）211人 堰本地区交流館82人 梁川寿健康センター72人
小綱木	540		保原小学校（体育館）423人 保原ふれあいセンター109人 保原第２体育館210人
山木屋	320	桑折町	町民体育館253人 醸芳幼稚園（多目的室他）201人 伊達崎小学校（体育館）155人 睦合小学校（体育館）183人 半田醸芳小学校（体育館）218人 醸芳小学校（体育館）306人 醸芳中学校（体育館）533人

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（川俣地区）】

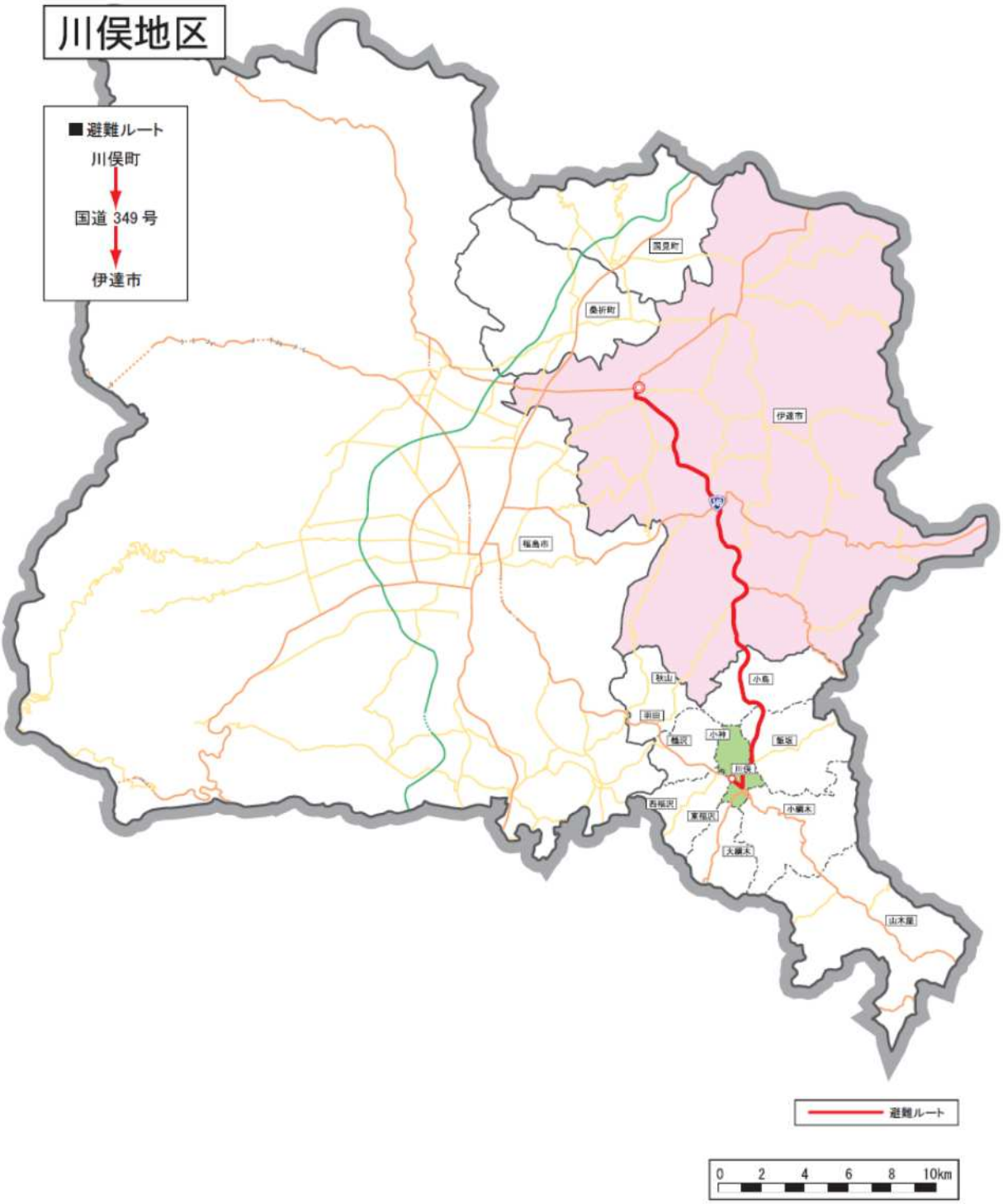

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（鶴沢・小神地区）】

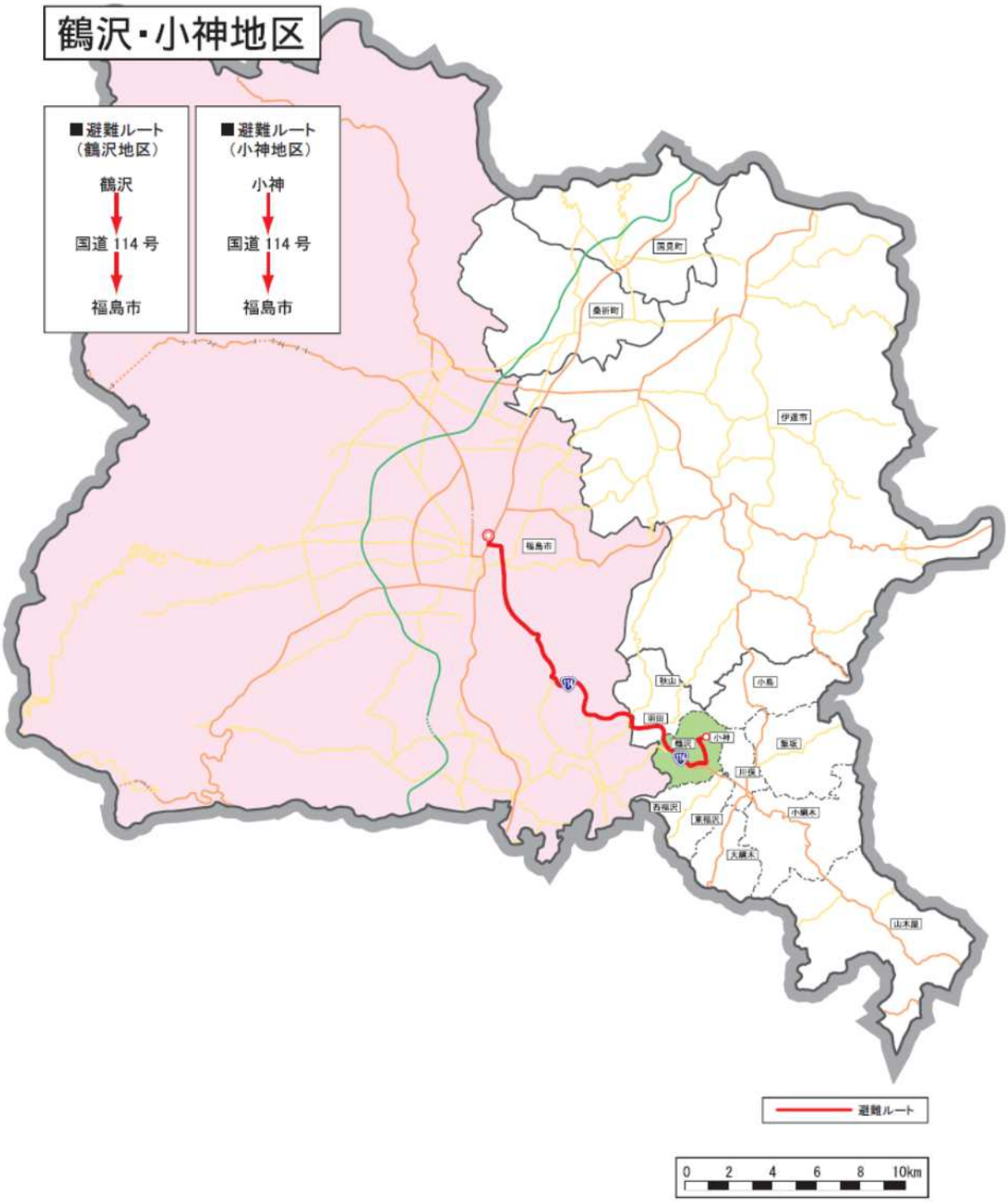

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（東福沢・西福沢地区）】

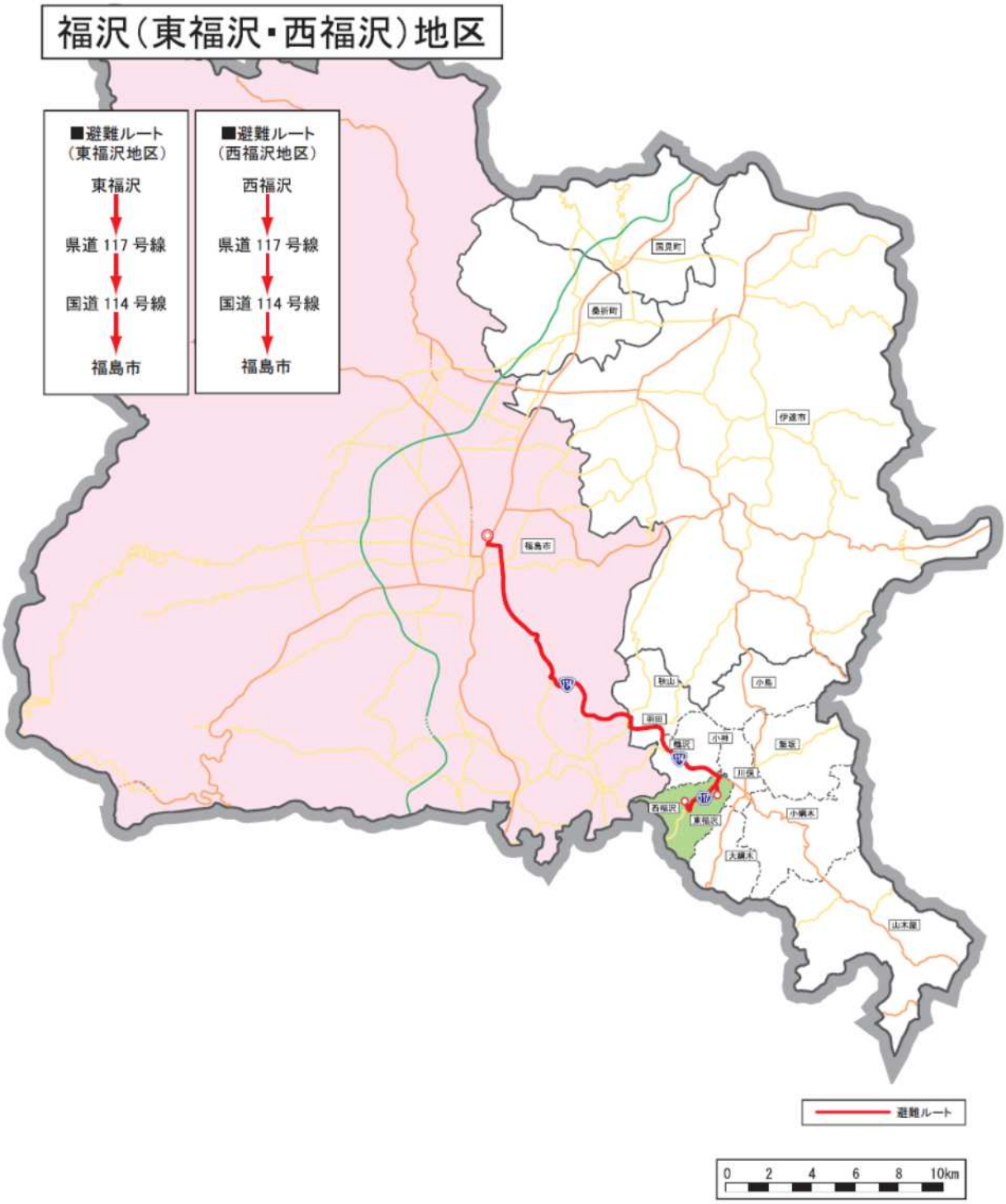

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（大綱木地区）】

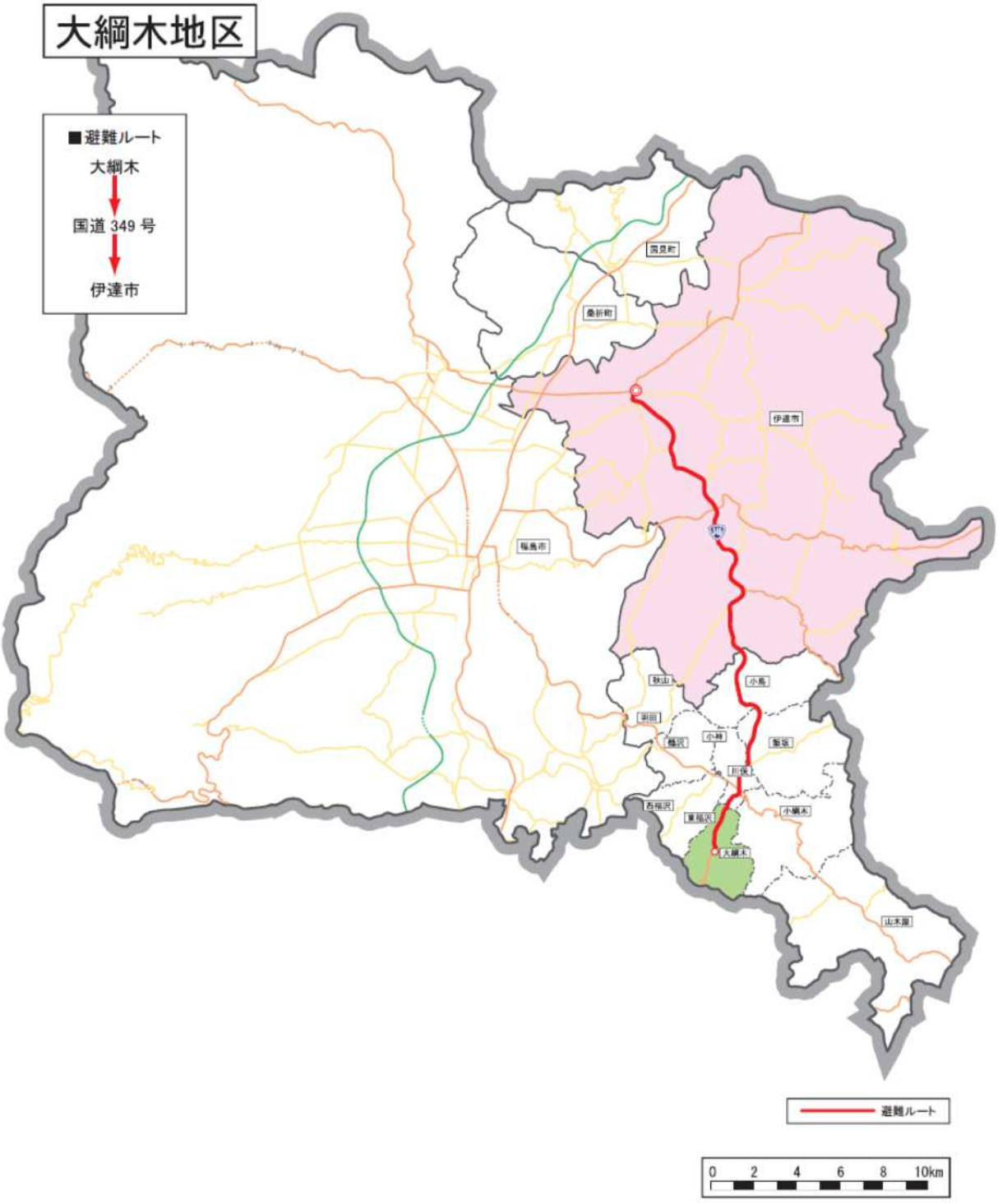

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（小綱木地区）】

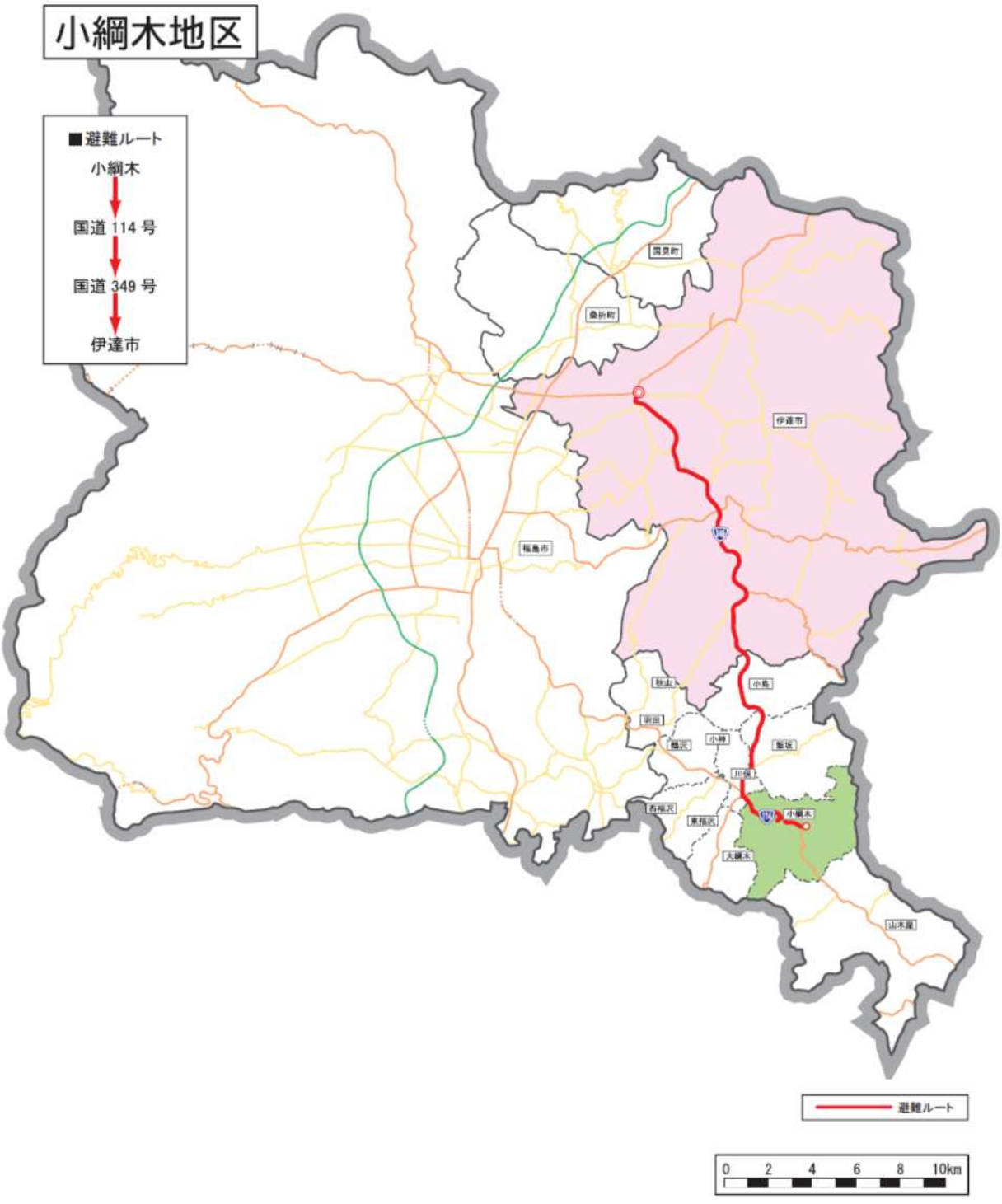

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（山木屋地区）】

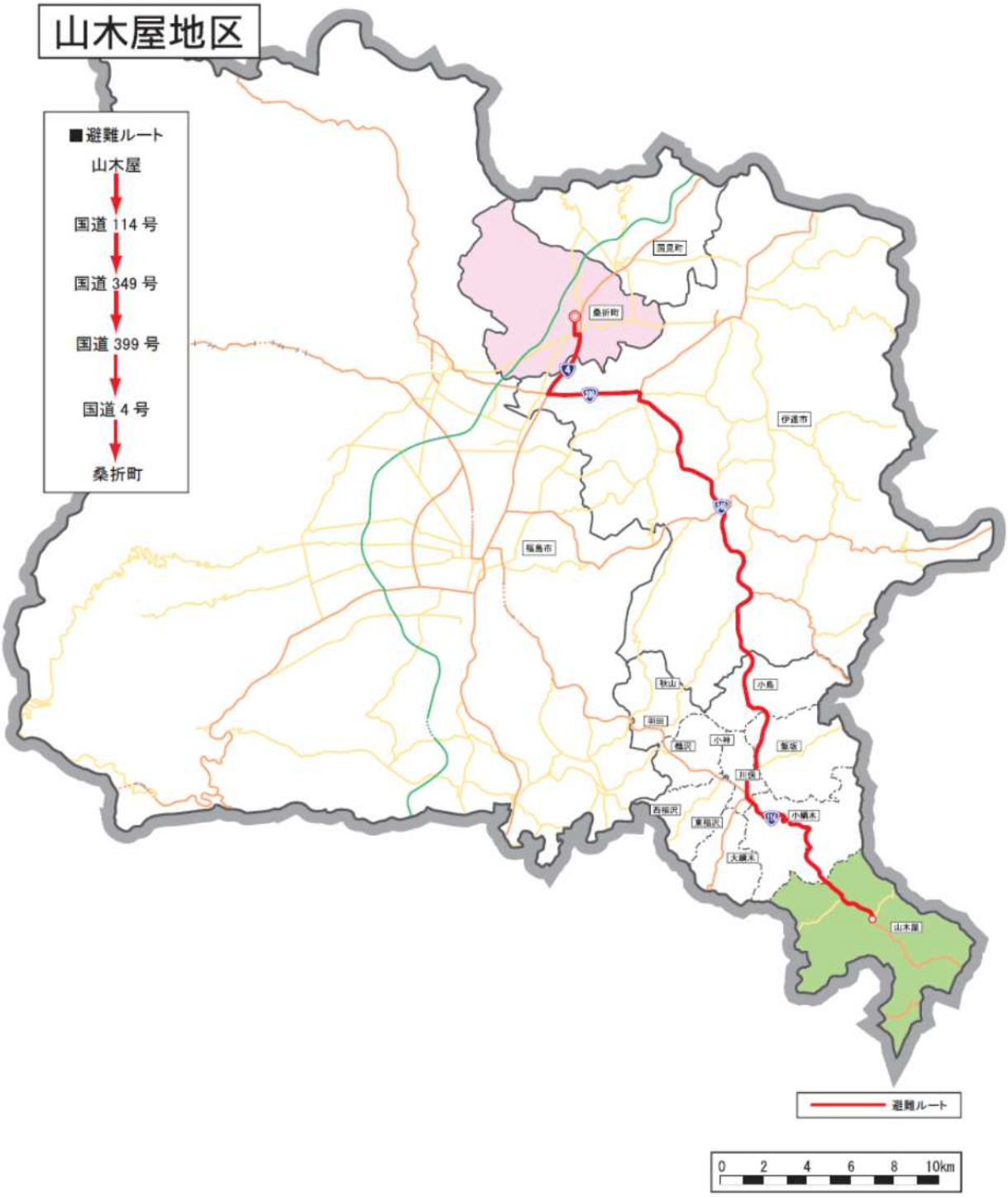

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（羽田、秋山地区）】

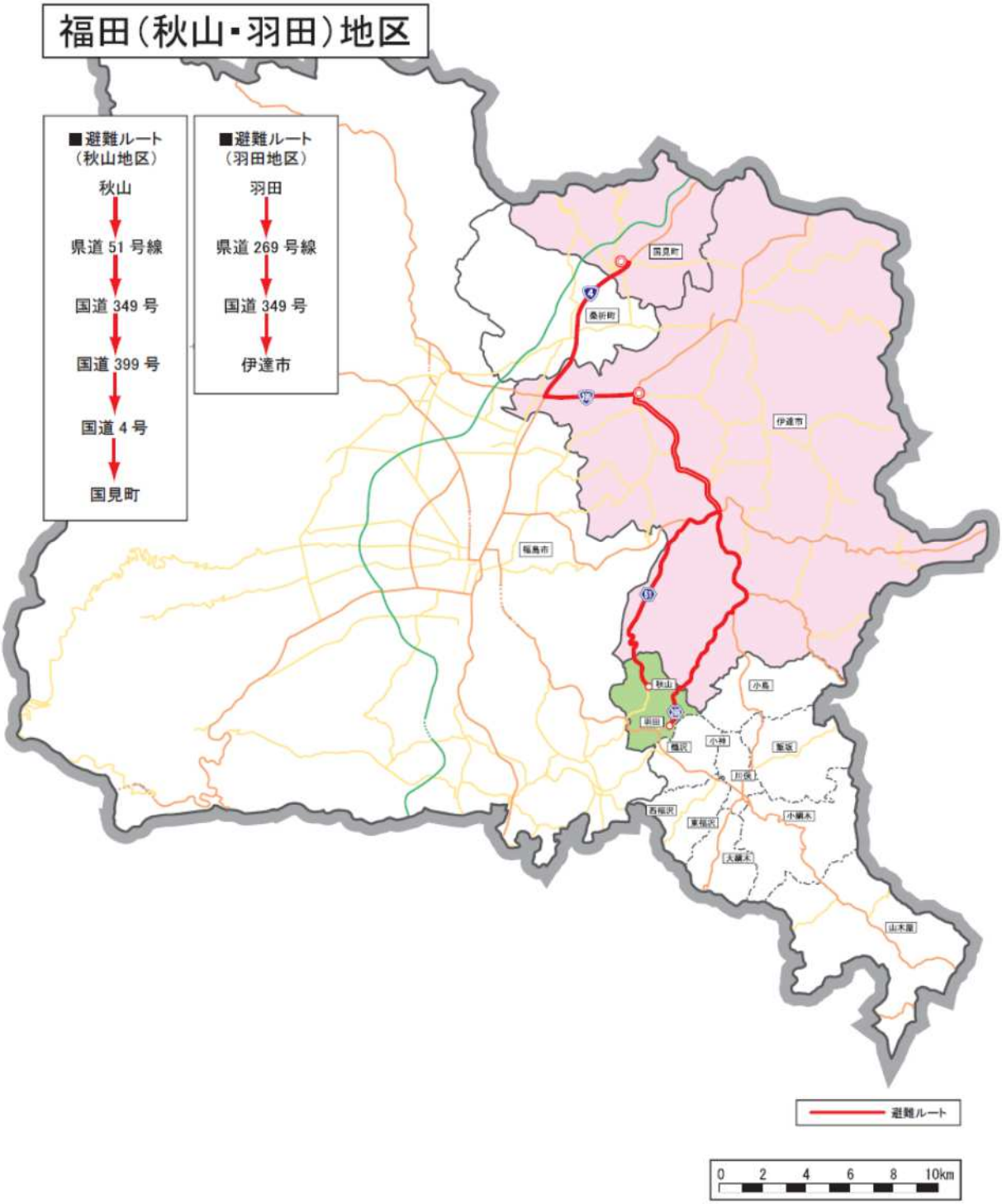

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（小島地区）】

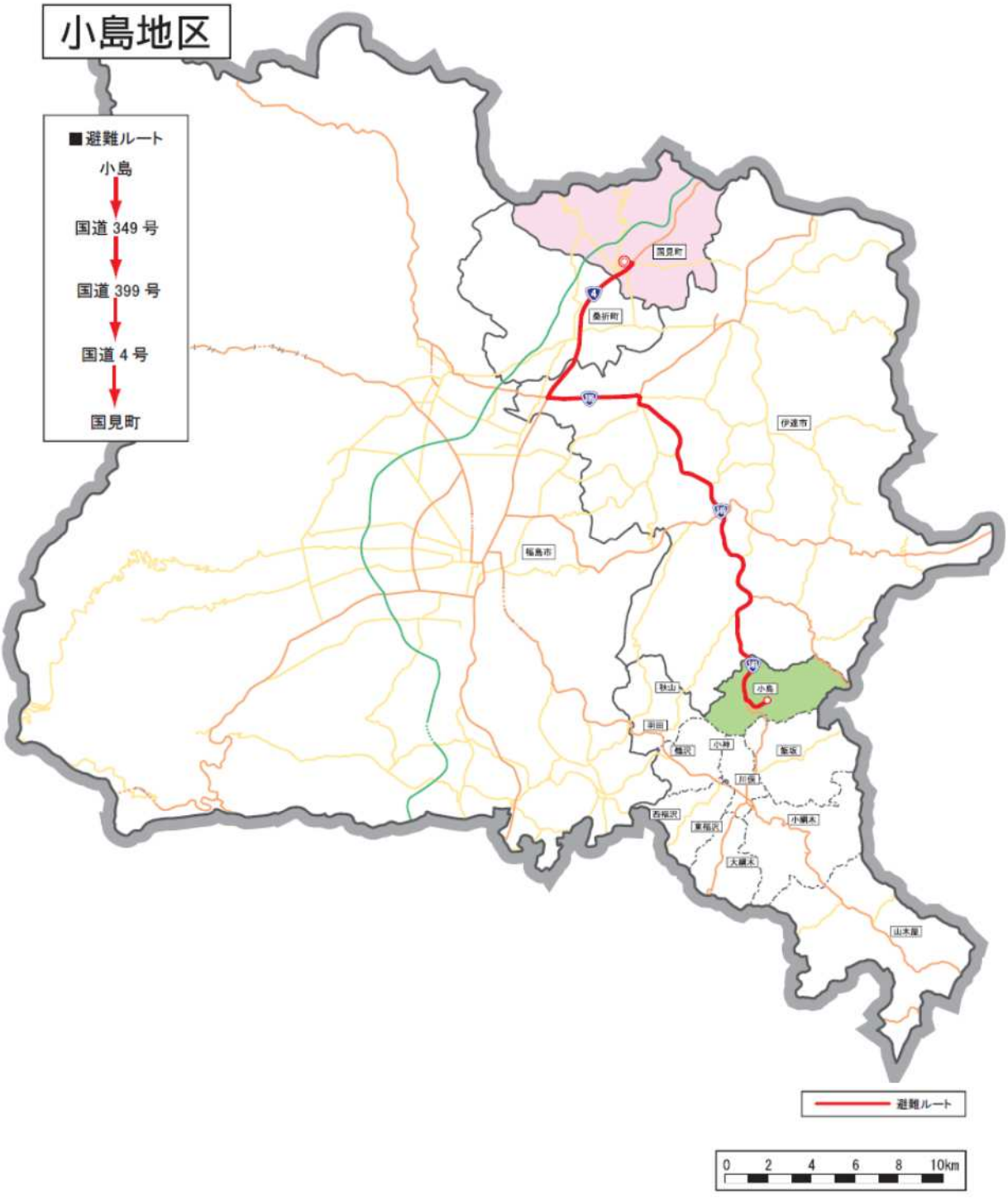

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（飯坂地区）】

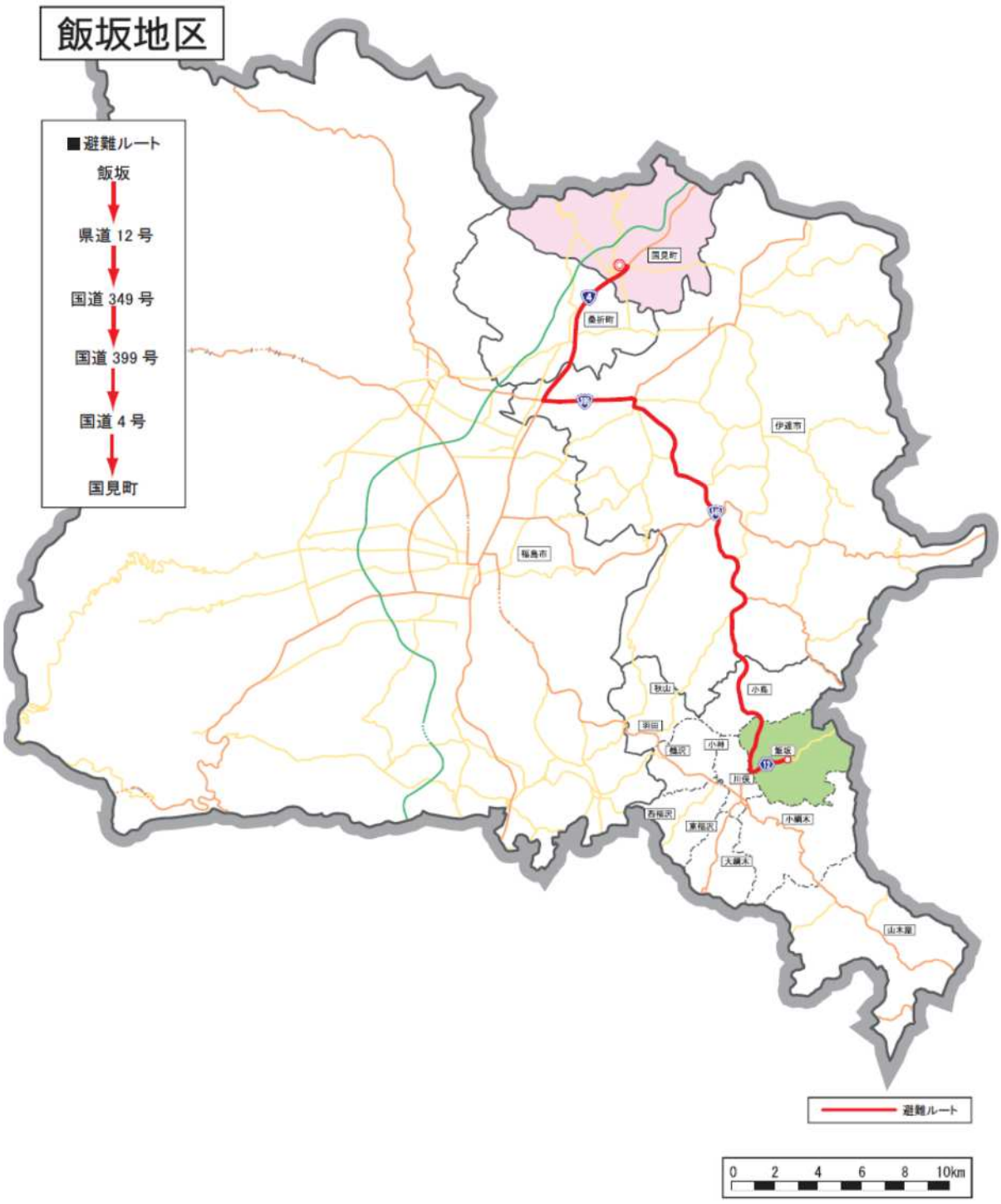

【災害時相互応援協定に基づいた避難先への避難ルート（全体図）】

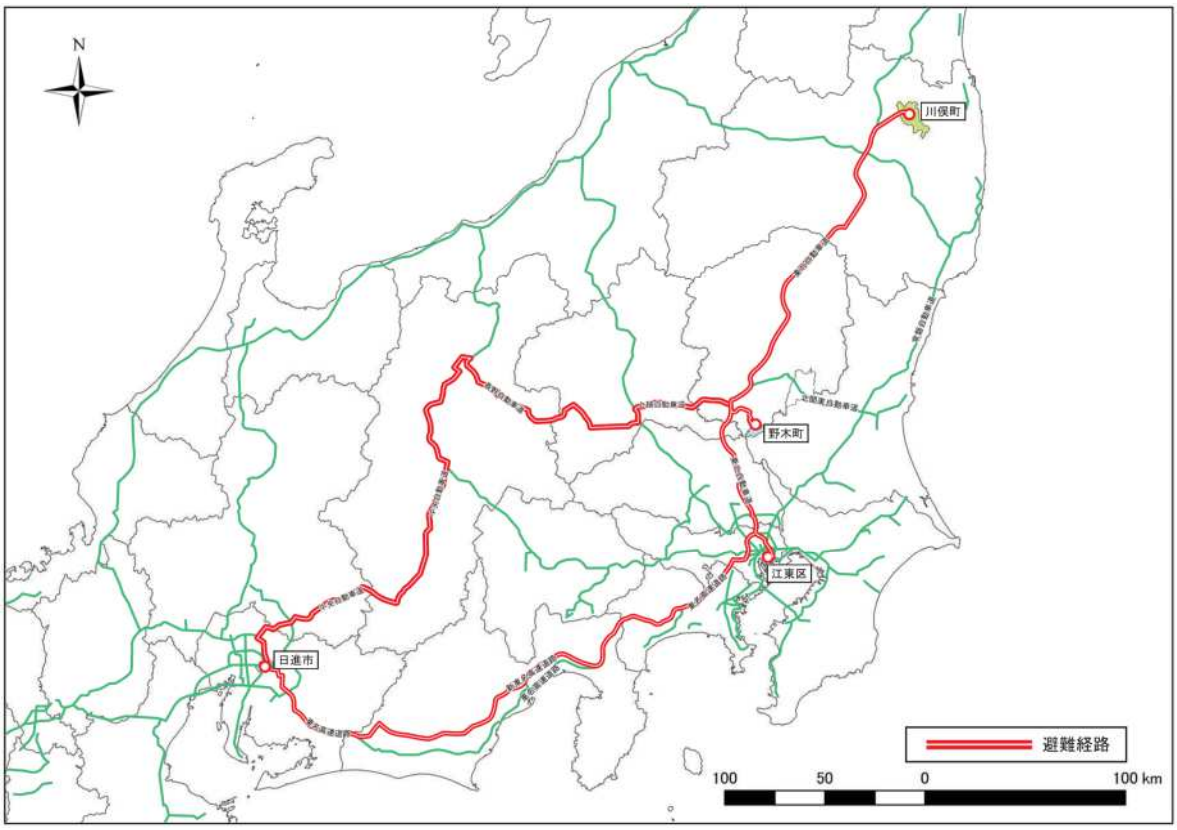

【栃木県下都賀群野木町への避難する際の避難ルート】

①川俣町～二本松 IC

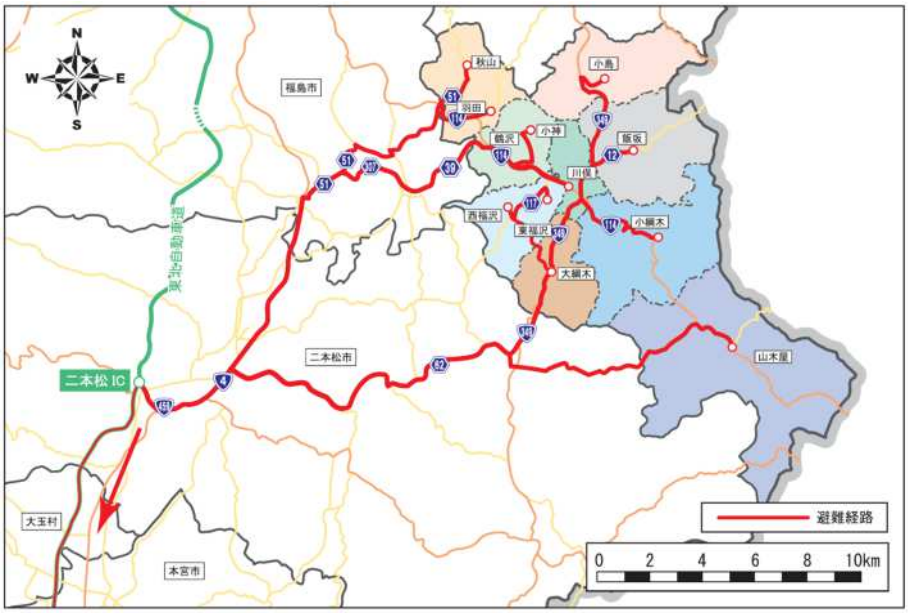

②二本松 IC～栃木県野木町

③佐野藤岡 IC～栃木県野木町

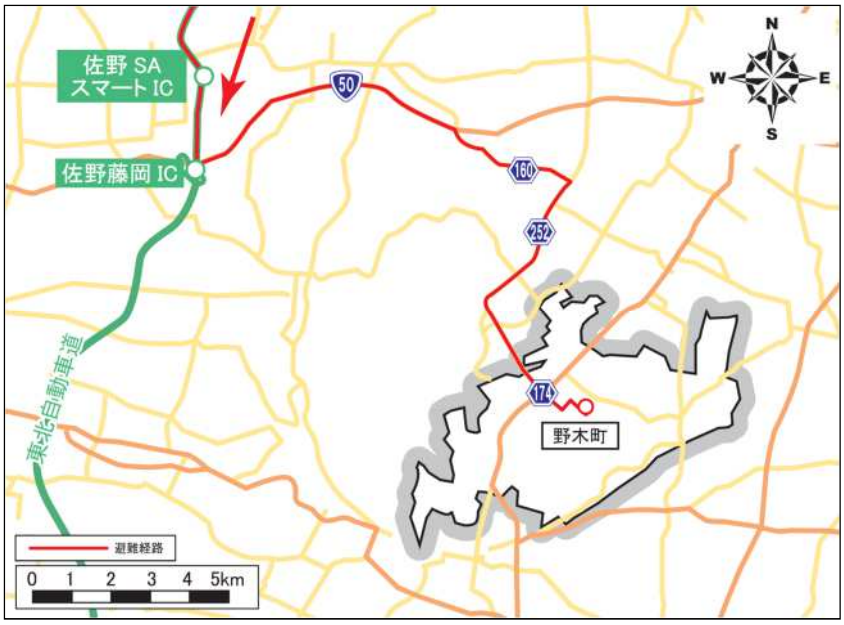

【東京都江東区への避難する際の避難ルート】

①川俣町～二本松 IC

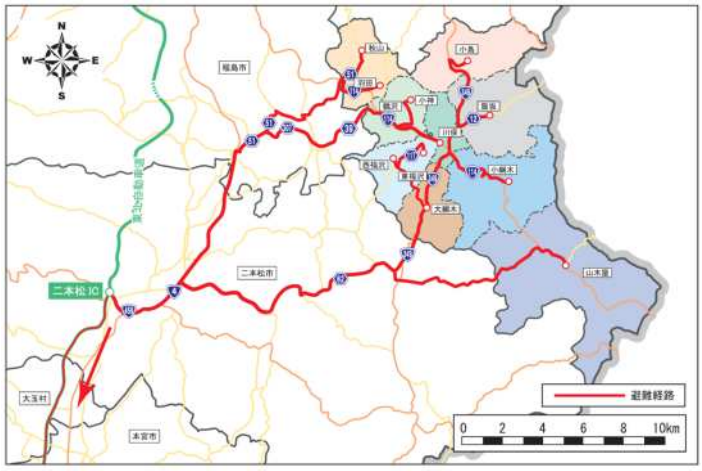

②二本松 IC～東京都江東区

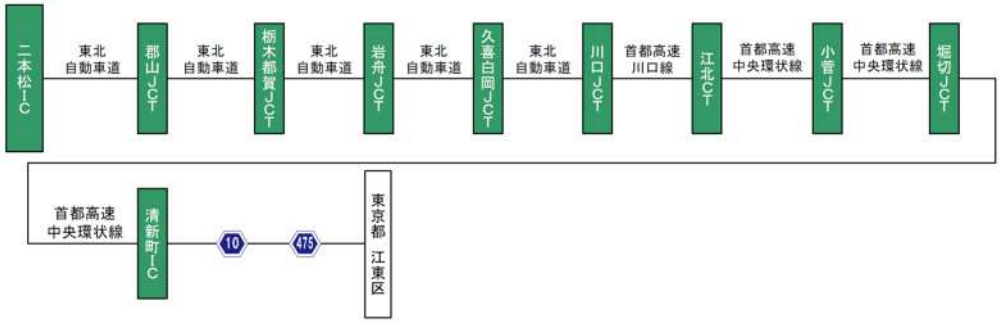

③二本松 IC～東京都江東区

【愛知県日進市への避難する際の避難ルート】

①川俣町～二本松 IC

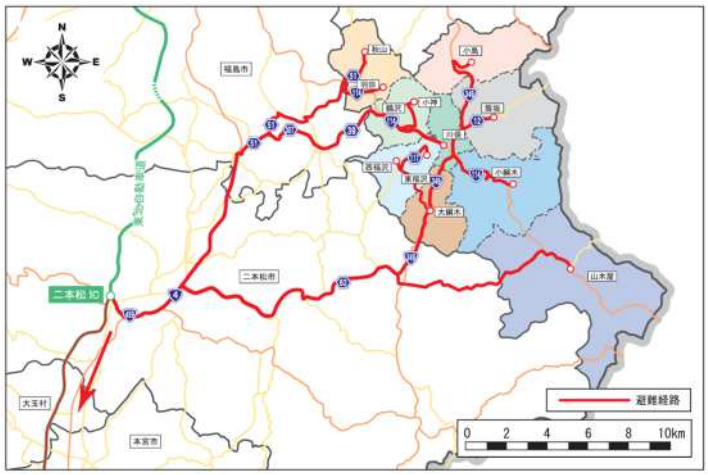

②二本松 IC～愛知県日進市

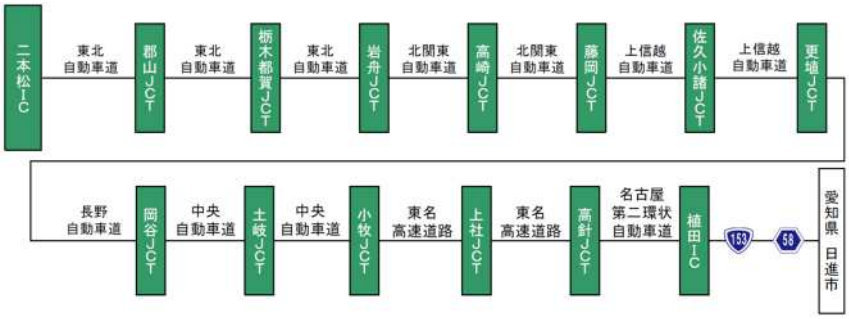

③二本松 IC～愛知県日進市

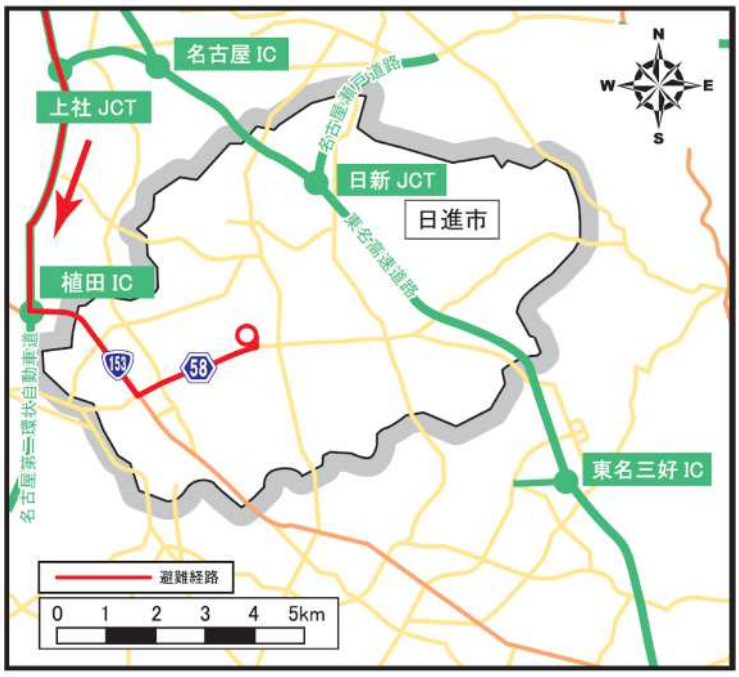

第２節　要配慮者に対する避難支援

１．在宅避難行動要支援者の避難

在宅避難行動要支援者については、原則、福祉避難所へ避難するものとする。ただし、受入先となる福祉避難所が開設されていない場合は、一般の避難所へ避難したうえで、受入先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、町は、消防機関、民生委員及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難所等への誘導を行うものとする。

【在宅避難行動要支援者の避難イメージ】

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28. 12）,P32）

(1) 避難先の確保について

町は、避難先市町の協力を得て、あらかじめ在宅避難行動要支援者の避難先について調整し、避難ルートと併せて周知しておくものとする。

原子力災害時に避難準備要請又は避難指示の発令が見込まれる段階で、県は避難先市町に対し、福祉避難所等の開設を要請するものとし、要請を受けた避難先市町は、町と協議のうえ、受入に必要な福祉避難所等を開設するものとする。

なお、町は、福祉避難所等への避難が必要な在宅避難行動要支援者情報について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定（避難行動要支援者名簿の作成等）に基づき、避難先市町等との間で必要な情報共有を行うものとする。

(2) 在宅要配慮者の避難支援

町は、県及び関係機関と連携し、在宅要配慮者個々の状況を踏まえ、情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておくよう努める。

また、在宅人工透析患者等、継続して治療等が必要な要配慮者に対して、避難先においても治療等を受けることができるよう、県及び関係機関と連携し、事前に受入先となる医療機関等を調整しておくものとする。

２．病院の入院患者、社会福祉施設入所者等の避難

病院の入院患者は暫定重点区域外の病院へ搬送を行うものとし、社会福祉施設入所者は重点区域外の社会福祉施設へ緊急入所を行うものとする。なお、避難に伴うリスクを軽減するため、受入先や避難手段の確保等を早期から行い、十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

【病院の入院患者の避難イメージ】

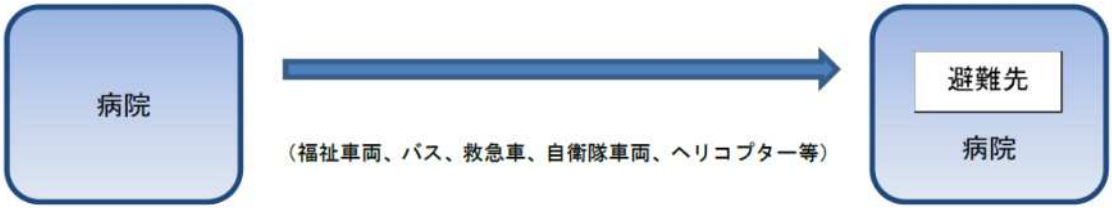

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12），P33）

【社会福祉施設入所者の避難イメージ】

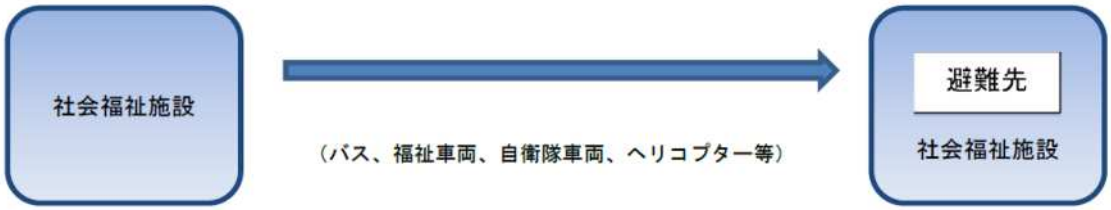

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12），P33）

(1) 各施設別の避難計画

病院等の施設管理者は、避難先病院等、移動手段及び連絡手段の確保等を定めた避難計画をあらかじめ策定するものとし、町は、県が推進する、各施設の避難計画の策定に協力していくものとする。

(2) 避難先の確保について

町及び県は、避難先市町及び病院等の協力を得て、あらかじめ避難先となる病院等の情報を整理し、避難元の病院等に周知するものとする。

避難元の病院等は、避難指示の発令が見込まれる段階で、施設ごとに策定した避難計画に基づき、避難先となる病院等へ受け入れ要請を行うとともに、避難の準備を整えるものとする。ただし、施設ごとに策定した避難計画に基づく受け入れ要請ができない場合については、県により調整を行うものとする。

また、避難元の病院等は、避難を実施する段階で、避難先となる病院等に対して避難ルート等を連絡し、準備が整い次第、避難を行うものとする。

第３節　一時滞在者に対する避難支援

町は、観光客等の一時滞在者に対して、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとする。早期帰宅が困難な一時滞在者に対しては、指定避難所等への誘導を行う。

第４節　園児、児童、生徒等に対する避難支援

学校等から避難する園児、児童、生徒等は、原則として保護者に引き渡した後、自宅等から避難を行うものとする。

学校等の施設管理者は、あらかじめ保護者との間において避難時における園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しを行うための取り決めを定めるものとする。また、学校からの帰宅が困難な場合、または、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない場合には、学校等からの集団避難を行うものとする。

集団避難を行う際のバス等については、町有のバス等だけでは不足する場合、県へ支援を要請する。

【学校の避難イメージ】

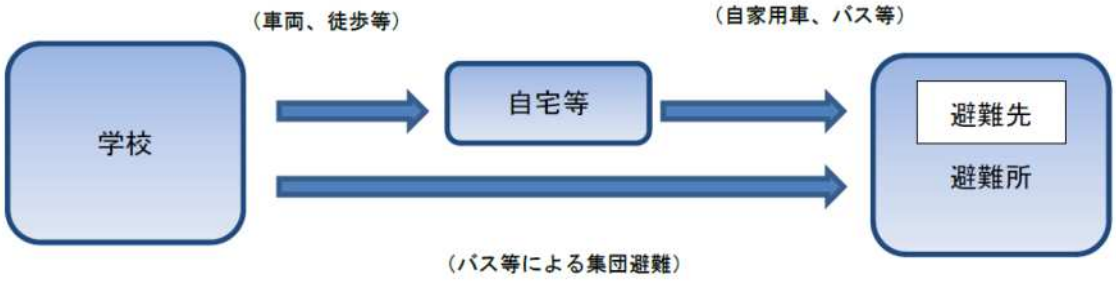

（出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12），P31）

第５節　他市町村からの避難者の受け入れ

町は、県等の要請に基づき他市町村からの避難者受入れを行う場合には、県と避難元市町村との綿密な情報交換を行い、避難所の開設、避難住民の受入れを実施する。

第５章　その他防護措置

第１節　　安定ヨウ素材の服用

町は、原子力規制委員会が必要性を判断し、国の原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の服用時期について指示があった場合、県、医療機関等と連携して、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

配布及び服用に関与する医師は、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に立ち会い、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行うものとする。

また、町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について記載した説明書等をあらかじめ準備しておく。町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。

第２節　緊急被ばく医療

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。